

令和8年

第1回市議会定例会議案

令和8年2月

東久留米市

令和 8 年第 1 回市議会定例会提出議案

議案 番号	件 名	付託 委員会
1	東久留米市副市長の選任について	
2	専決処分（令和 7 年度東久留米市一般会計補正予算（第 1 2 号））の承認について	
3	令和 7 年度東久留米市一般会計補正予算（第 1 3 号）	
4	令和 7 年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	
5	東久留米市公告式条例の一部を改正する条例	
6	東久留米市特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
7	東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
8	東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	
9	東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	
1 0	東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例	
1 1	東久留米市行政手続条例の一部を改正する条例	
1 2	東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例	
1 3	東久留米市税条例の一部を改正する条例	
1 4	東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
1 5	東久留米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	
1 6	東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例	
1 7	東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について	
1 8	東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例	

19	東久留米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	
20	東久留米市立公園条例	
21	令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第14号）	
22	令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
23	令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）	
24	令和8年度東久留米市一般会計予算	
25	令和8年度東久留米市国民健康保険特別会計予算	
26	令和8年度東久留米市後期高齢者医療特別会計予算	
27	令和8年度東久留米市介護保険特別会計予算	
28	令和8年度東久留米市下水道事業会計予算	

議案第1号

東久留米市副市長の選任について

東久留米市副市長に下記の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市大門町

氏 名 あら しま ひさ と
荒 島 久 人

年 齢 68歳

経 歴 昭和56年 3月 芝浦工業大学工学部土木工学科 卒業
昭和56年 4月 東久留米市役所 入庁
平成15年 4月 教育委員会教育部総務課学校適正化等担当課長
平成15年12月 教育委員会教育部主幹（中学校給食等担当）
平成17年 4月 子ども家庭部子育て支援課長
平成19年 4月 都市建設部地域政策課長
平成20年 4月 都市建設部都市計画課都市政策担当課長
平成21年 4月 都市建設部都市計画課長
平成23年 4月 教育委員会教育部長
平成24年 4月 教育委員会教育部長兼教育部総務課学校適正化等担当課長
事務取扱兼主査事務取扱
平成24年 8月 教育委員会教育部長
平成25年 4月 会計管理者兼会計課長
平成27年 4月 環境安全部環境政策課長
平成28年 4月 議会事務局長兼議会事務局次長事務取扱
平成30年 4月 議会事務局長兼議会事務局次長事務取扱（再任用）
令和 2年 4月 社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会事務局長
令和 4年 4月 東久留米市副市長

現在に至る

(提案理由)

東久留米市副市長の任期が満了となるため、東久留米市副市長を選任する必要がある。

議案第 2 号

専決処分（令和 7 年度東久留米市一般会計補正予算（第 1 2 号））の承認について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

（提案理由）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 3 項の規定により提出するものである。

専決第1号

専決処分書

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第12号）（別紙）

理由

衆議院の解散に伴い、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第31条第3項に基づく衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）第2条に基づく最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなり、早急に予算措置を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分するものである。

令和8年1月23日

東久留米市長 富田 竜馬

令和7年度東久留米市一般会計補正予算

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第12号）

令和7年度東久留米市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,626,505千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 都支出金		千円 9,417,582	千円 53,183	千円 9,470,765
	3 委託金	470,338	53,183	523,521
歳 入 合 計		56,573,322	53,183	56,626,505

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,598,621	千円 53,183	千円 7,651,804
	1 総務管理費	6,166,762	834	6,167,596
	4 選挙費	247,230	52,349	299,579
歳 出 合 計		56,573,322	53,183	56,626,505

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 都支出金	9,417,582	53,183	9,470,765
歳入合計	56,573,322	53,183	56,626,505

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	千円 7,598,621	千円 53,183	千円 7,651,804
歳出合計	56,573,322	53,183	56,626,505

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	53,183	0	0	0
0	53,183	0	0	0

2 歳 入

1 5 款 都支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費委託金	千円 391,926	千円 53,183	千円 445,109
計	470,338	53,183	523,521

節		説	明
区 分	金 額		
3 選挙費委託金	千円 53,183	衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査啓発委託金	千円 130
		衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査委託金	53,053

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 広報広聴費	45,498	834	46,332		834 834			0 0
計	6,166,762	834	6,167,596	0	834	0	0	0

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
8 衆議院議員 選挙、最高 裁国民審査 費	0	52,349	52,349		52,349 52,349			0 0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	336	<u>2 広報発行事務（秘書広報課）</u> 834 需用費 336 広報紙（臨時号）印刷製本費 336 委託料 498 広報紙等配布業務委託 493 声の広報作成委託 5
12 委託料	498	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	3,568	<u>1 衆議院議員選挙、最高裁国民審査執行事業</u> 52,349 (職員課) 13,087 職員手当等 13,087 (選挙管理委員会事務局) 39,262 報酬 3,568 投票管理者等報酬 2,083 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬 1,485 報償費 251 謝礼 251 旅費 7 職員普通旅費 6 費用弁償旅費 1 需用費 3,813 消耗品費 2,473 食糧費 177 燃料費 83 印刷製本費 917 コピー費 132 図書購入・新聞購読費等 31 役務費 5,661 通信運搬費 5,161 運搬手数料 500 委託料 22,938 開票所設営等委託 500
3 職員手当等	13,087	
7 報償費	251	
8 旅費	7	
10 需用費	3,813	
11 役務費	5,661	
12 委託料	22,938	
13 使用料及び賃借料	2,320	
17 備品購入費	704	

2 款 総務費

2款 総務費

4項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
計	247,230	52,349	299,579	0	52,349	0	0	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		ポスター掲示板設置等委託	4,836
		入場整理券作成封入封緘等業務委託	5,337
		選挙業務委託	954
		選挙業務派遣委託	7,089
		投票所管理等委託	99
		選挙公報配布業務委託	594
		選挙機器点検等委託	1,655
		候補者分類ソフトインストール等委託	203
		選挙投票管理システム保守等委託	238
		開票集計システム保守委託	73
		選挙資材回収洗浄等委託	352
		選挙公報配送業務委託	1,008
		使用料及び賃借料	2,320
		機械器具借り上げ料	2,087
		自動車借り上げ料	85
		電子複写機借り上げ料	58
		投票所借り上げ料	90
		備品購入費	704
		投票箱購入費	534
		選挙用備品購入費	170

2款 総務費

給 与 費

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	人 539 (13)	千円 1,309,867	千円 2,258,525	千円 2,669,900
補 正 前	539 (13)	1,308,382	2,258,525	2,656,813
比 較	()	1,485		13,087

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 34,692	千円 245,330	千円 283,433
	補 正 前	34,692	245,330	270,598
	比 較			12,835

職員手当の内訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 例 一 時 金
	補 正 後	千円 170	千円 41,558	千円
	補 正 前	170	41,558	
	比 較			

明 細 書

* 職員数の（ ）内は、再任用短時間勤務職員（外書き）

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 6,238,292	千円 1,063,273	千円 7,301,565	会計年度任用職員1,030人（外書き）
6,223,720	1,063,273	7,286,993	会計年度任用職員1,030人（外書き）
14,572		14,572	

※ 期末勤勉手当には、会計年度任用職員に対する期末勤勉手当を含む。

休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	管 理 職 手 当
千円 15,415	千円 965	千円 1,579,605	千円 42,615
15,163	965	1,579,605	42,615
252			

住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 負 担 金	特 別 退 職 負 担 金
千円 11,340	千円 38,640	千円 364,257	千円 11,880
11,340	38,640	364,257	11,880

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増減分	0		
		昇給期間短縮に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	13,087	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	13,087	時間外勤務手当 休日勤務手当	12,835 252

議案第 3 号

令和 7 年度 東久留米市 一般会計 補正 予算

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第13号）

令和7年度東久留米市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56,681,925千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 繰入金		千円 3,399,998	千円 25,320	千円 3,425,318
	1 基金繰入金	3,388,558	25,320	3,413,878
21 市債		1,556,900	30,100	1,587,000
	1 市債	1,556,900	30,100	1,587,000
歳 入 合 計		56,626,505	55,420	56,681,925

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,651,804	千円 3,084	千円 7,654,888
	1 総務管理費	6,167,596	3,084	6,170,680
3 民生費		29,408,738	18,844	29,427,582
	1 社会福祉費	11,441,244	18,844	11,460,088
10 教育費		6,906,730	33,492	6,940,222
	2 小学校費	3,776,906	21,153	3,798,059
	3 中学校費	1,347,730	12,339	1,360,069
歳 出 合 計		56,626,505	55,420	56,681,925

第2表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
校内情報通信ネットワーク環境改善整備事業	174,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府、東京都、そ の他金融機関に ついては、その融 資条件による。 ただし、市財政の 都合により据置 期間及び償還期 限を短縮し、又 は、繰上償還もし くは低利に借り 換えすることが できる。	204,700	同左	同左	同左

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
18 繰入金	3,399,998	25,320	3,425,318
21 市債	1,556,900	30,100	1,587,000
歳入合計	56,626,505	55,420	56,681,925

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	7,651,804	3,084	7,654,888
3 民生費	29,408,738	18,844	29,427,582
10 教育費	6,906,730	33,492	6,940,222
歳 出 合 計	56,626,505	55,420	56,681,925

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	3,084
0	0	0	0	18,844
0	0	30,100	0	3,392
0	0	30,100	0	25,320

2 歳 入

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 2,878,375	千円 25,320	千円 2,903,695
計	3,388,558	25,320	3,413,878

2 1 款 市債

1 項 市債

4 教育債	1,016,100	30,100	1,046,200
計	1,556,900	30,100	1,587,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	千円 25,320	財政調整基金繰入金	千円 25,320

3 校内情報通信 ネットワーク 環境改善整備 事業債	30,100	校内情報通信ネットワーク環境改善整備事業債	30,100

18款 繰入金 ～ 21款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	459,665	3,084	462,749					3,084 3,084
計	6,167,596	3,084	6,170,680	0	0	0	0	3,084

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
7 後期高齢者 医療事業費	1,937,160	18,844	1,956,004					18,844 18,844
計	11,441,244	18,844	11,460,088	0	0	0	0	18,844

10 款 教育費

2 項 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 学校管理費	920,012	21,153	941,165			19,000 19,000		2,153 2,153
計	3,776,906	21,153	3,798,059	0	0	19,000	0	2,153

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	3,084	<u>3 庁舎維持管理事務（管財課）</u> 3,084 使用料及び賃借料 3,084 テレビ等聴取料 3,084

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
27 繰出金	18,844	<u>2 後期高齢者医療特別会計繰出金（財政課）</u> 18,844 繰出金 18,844 特別会計繰出金 18,844

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	21,153	<u>1 小学校運営事務（教育総務課）</u> 21,153 委託料 21,153 校内ネットワーク整備委託 21,153

2 款 総務費 ～ 10 款 教育費

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	464,450	12,339	476,789			11,100		1,239
						11,100		1,239
計	1,347,730	12,339	1,360,069	0	0	11,100	0	1,239

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	12,339	<u>1 中学校運営事務（教育総務課）</u> 12,339 委託料 12,339 校内ネットワーク整備委託 12,339

10款 教育費

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1. 普通債	5,986,189	6,096,677	1,686,300	780,422	7,002,555
(1) 総務債	251,950	314,133	213,000	38,999	488,134
(2) 民生債	281,690	248,357	—	62,086	186,271
(3) 衛生債	97,420	176,051	—	41,369	134,682
(4) 土木債	1,728,914	1,646,514	398,300	242,203	1,802,611
(5) 消防債	242,318	261,460	28,800	22,650	267,610
(6) 教育債	3,383,897	3,450,162	1,046,200	373,115	4,123,247
2. その他	16,847,918	15,439,510	—	1,568,897	13,870,613
(1) 住民税等減税補てん債	73,618	35,206	—	24,783	10,423
(2) 減収補てん債	134,851	115,586	—	19,264	96,322
(3) 臨時財政対策債	16,639,449	15,288,718	—	1,524,850	13,763,868
計	22,834,107	21,536,187	1,686,300	2,349,319	20,873,168

(注) 「当該年度中増減見込額」の「起債見込額」は、令和6年度繰越明許費に係る収入見込額を含む。

議案第 4 号

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和7年度東久留米市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,374千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,087,501千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,902,514	千円 34,530	千円 1,937,044
	1 後期高齢者医療保険料	1,902,514	34,530	1,937,044
2 繰入金		1,937,160	18,844	1,956,004
	1 他会計繰入金	1,937,160	18,844	1,956,004
歳 入 合 計		4,034,127	53,374	4,087,501

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		千円 3,754,310	千円 53,374	千円 3,807,684
	1 広域連合負担金	3,754,310	53,374	3,807,684
歳 出	合 計	4,034,127	53,374	4,087,501

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 後期高齢者医療保険料	1,902,514	34,530	1,937,044
2 繰入金	1,937,160	18,844	1,956,004
歳入合計	4,034,127	53,374	4,087,501

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 分担金及び負担金	3,754,310	53,374	3,807,684
歳出合計	4,034,127	53,374	4,087,501

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	53,374	0
0	0	0	53,374	0

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 普通徴収保険料	767,100	34,530	801,630
計	1,902,514	34,530	1,937,044

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,937,160	18,844	1,956,004
計	1,937,160	18,844	1,956,004

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年度分	千円 34,530	現年度分	千円 34,530

1 療養給付費繰入金	18,844	療養給付費繰入金	18,844

3 歳 出

2 款 分担金及び負担金

1 項 広域連合負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 広域連合分 賦金	3,754,310	53,374	3,807,684				53,374	0
							53,374	0
計	3,754,310	53,374	3,807,684	0	0	0	53,374	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	53,374	<u>1 広域連合分賦金</u> 53,374 負担金、補助及び交付金 53,374 療養給付費負担金 18,844 保険料等負担金 34,530

議案第5号

東久留米市公告式条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市公告式条例の一部を改正する条例

東久留米市公告式条例（昭和25年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「（地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）」を加え、同条第2項中「別表の掲示場に掲示」を「市役所前の掲示場に掲示し、及び市ホームページに掲載」に改める。

第3条及び第4条を次のように改める。

（規則の公布）

第3条 市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第2項の規定は、市長の定める規則について準用する。

（規程の公表）

第4条 前条の規定は、市長の定める規程（規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

第5条第1項中「第2条」を「第3条」に改め、「議会の会議規則、傍聴人整理規則その他」を削り、「市の機関」の次に「（市長を除く。次条において同じ。）」を、「規則」の次に「及びその他の規程」を加え、「市長」を「市長名」に、「代表する者」を「代表する者の氏名」に改め、同条第2項を削る。

第6条中「規則又は市の機関の定める規則若しくは規程」を「市長の定める規則若しくは市の機関の定める規則又はその他の規程」に、「もつて」を「もって」に改める。

別表を削る。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

条例の公布に伴う市長の署名に代わる措置に係る規定を追加するとともに、条例及び規

則の公布方法等を見直すため、規定を整備する必要がある。

東久留米市公告式条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (現行のとおり) (条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名<u>(地方自治法第16条第4項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。)</u>しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>市役所前の掲示場に掲示し、及び市ホームページに掲載してこれを行う。</u> (規則の公布)</p> <p>第3条 <u>市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第2項の規定は、市長の定める規則について準用する。</u> (規程の公表)</p> <p>第4条 <u>前条の規定は、市長の定める規程(規則を除く。)で公表を要するものについて準用する。</u></p> <p>(その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第3条の規定は、市の機関(市長を除く。次条において同じ。)</u>の定める規則及び<u>その他の規程</u>で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは、「<u>当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(規則及び規程の施行期日)</p> <p>第6条 <u>市長の定める規則若しくは市の機関の定める規則又はその他の規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</u></p>	<p>第1条 (略) (条例の公布)</p> <p>第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、<u>別表の掲示場に掲示してこれを行う。</u> (規則に関する準用)</p> <p>第3条 <u>前条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 <u>規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印を押さなければならない。</u></p> <p>2 <u>第2条第2項の規定は、前項の規程にこれを準用する。</u> (その他の規則及び規程の公表)</p> <p>第5条 <u>第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴人整理規則その他市の機関の定める規則</u>で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長」とあるのは、「<u>当該機関又は当該機関を代表する者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>前条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」と、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。</u> (規則及び規程の施行期日)</p> <p>第6条 <u>規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもつて特に施行期日を定めることができる。</u></p> <p><u>別表(第2条関係)</u> <u>掲示場所在地</u> <u>東久留米市本町三丁目3番 東久留米市役所前</u> <u>東久留米市ひばりが丘団地185号 ひばりが丘連絡所前</u> <u>東久留米市上の原一丁目4番 上の原連絡所前</u> <u>東久留米市滝山四丁目1番 滝山連絡所前</u></p>

議案第 6 号

東久留米市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 東久留米市予防接種健康被害調査委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額	1, 5 0 0
-----------	----	----------

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 8 年度から学校運営協議会を設置することに伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
第1条から第4条まで (現行のとおり)			第1条から第4条まで (略)		
別表第1 (第1条関係)			別表第1 (第1条関係)		
職名		報酬額 (円)	職名		報酬額 (円)
農業委員会の項から東久留米市予防接種健康被害調査委員会の項まで (現行のとおり)			農業委員会の項から東久留米市予防接種健康被害調査委員会の項まで (略)		
学校運営協議会委員	日額	1,500			
スポーツ推進委員の項から臨時又は非常勤の調査員及び嘱託員の項まで (現行のとおり)			スポーツ推進委員の項から臨時又は非常勤の調査員及び嘱託員の項まで (略)		
別表第2 (現行のとおり)			別表第2 (略)		

議案第7号

東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 扶養親族たる子（前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 1
3,000円
- (2) 扶養親族たる父母等（前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。）
6,000円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの（以下「行（一）4級職員」という。）の扶養親族たる父母等 3,
000円）

第8条の2第3項第3号及び第4号中「配偶者、」を削る。

第9条第1項第2号中「自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び」を削り、同項第3号中「（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、1箇月当たり5,000円を

超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

行政職給料表 (一)

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任 用短時間勤 務職員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	408,800	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	551,900
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	561,400
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	
	6	201,400	257,100	279,300	420,700	
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	
	9	205,000	260,400	283,300	427,700	
	10	206,200	261,500	284,600	430,000	
	11	207,400	262,600	286,000	432,200	
	12	208,800	263,800	287,500	434,400	
	13	210,200	265,000	289,000	436,700	
	14	211,600	266,200	290,600	438,900	
	15	213,100	267,300	292,200	441,000	
	16	214,600	268,600	293,800	443,100	
	17	216,200	270,000	295,500	445,000	
	18	218,500	271,300	297,400	446,800	
	19	220,800	272,400	299,200	448,700	
	20	223,200	273,700	301,100	450,500	
	21	225,600	275,100	302,900	452,200	
	22	227,600	276,400	304,800	453,900	

23	229,600	277,600	306,700	455,500
24	231,600	278,900	308,500	457,200
25	233,600	280,300	310,300	458,900
26	235,700	281,800	312,200	460,300
27	237,800	283,200	314,100	461,300
28	239,900	284,600	315,900	462,100
29	242,000	286,100	317,700	462,900
30	243,200	288,000	319,600	463,700
31	244,500	289,800	321,500	464,400
32	245,800	291,700	323,300	465,100
33	247,300	293,500	325,100	465,800
34	248,300	295,000	326,900	466,500
35	249,300	296,500	328,900	467,200
36	250,300	297,900	330,800	467,900
37	251,300	299,100	332,600	468,600
38	252,200	300,300	334,500	469,300
39	253,200	301,500	336,300	470,000
40	254,200	302,800	338,200	470,600
41	255,200	304,100	340,100	471,200
42	256,100	305,400	341,900	471,900
43	257,100	306,600	343,800	472,500
44	258,100	307,700	345,700	473,100
45	259,100	308,900	347,600	473,700
46	260,000	310,100	349,500	474,300
47	261,000	311,300	351,400	474,900
48	262,000	312,500	353,300	475,500
49	263,000	313,600	355,300	476,100
50	264,000	314,700	357,700	476,700
51	265,000	315,800	360,100	477,300

52	265,900	317,000	362,500	477,800
53	266,800	318,200	364,900	478,300
54	267,700	319,300	367,100	478,900
55	268,600	320,400	369,100	479,400
56	269,600	321,500	371,100	479,900
57	270,600	322,700	373,000	480,400
58	271,500	323,800	374,800	480,900
59	272,400	324,900	376,600	481,400
60	273,400	326,000	378,300	481,900
61	274,400	327,100	380,100	482,300
62	275,300	328,200	381,900	
63	276,200	329,300	383,700	
64	277,100	330,400	385,400	
65	278,100	331,500	387,000	
66	279,000	332,500	388,600	
67	279,900	333,600	390,100	
68	280,800	334,700	391,400	
69	281,700	335,800	392,700	
70	282,600	336,900	393,500	
71	283,500	338,000	394,300	
72	284,400	339,000	395,000	
73	285,300	340,100	395,700	
74	286,200	341,000	396,300	
75	287,100	342,000	396,900	
76	288,000	343,000	397,500	
77	288,900	344,000	398,200	
78	289,800	344,900	398,800	
79	290,700	345,700	399,400	
80	291,600	346,400	400,000	

81	292,500	347,100	400,500
82	293,300	347,700	401,100
83	294,200	348,300	401,700
84	295,100	348,900	402,200
85	296,000	349,400	402,700
86	296,800	350,000	403,200
87	297,700	350,500	403,700
88	298,500	351,000	404,300
89	299,400	351,500	404,900
90	300,200	352,100	405,500
91	301,100	352,600	406,100
92	302,000	353,000	406,600
93	302,800	353,500	407,100
94	303,600	354,000	407,700
95	304,500	354,500	408,200
96	305,300	355,000	408,700
97	306,200	355,400	409,200
98	307,000	355,900	409,700
99	307,900	356,300	410,200
100	308,700	356,800	410,700
101	309,600	357,300	411,200
102	310,500	357,700	411,700
103	311,300	358,200	412,200
104	312,100	358,700	412,700
105	312,900	359,100	413,100
106	313,600	359,500	413,600
107	314,300	359,900	414,100
108	315,100	360,300	414,500

109	315,700	360,700	414,900
110	316,300	361,100	415,400
111	316,800	361,500	415,900
112	317,300	361,900	416,300
113	317,800	362,300	416,700
114	318,200	362,700	417,200
115	318,700	363,100	417,700
116	319,200	363,500	418,100
117	319,600	363,900	418,500
118	320,000	364,300	419,000
119	320,300	364,700	419,400
120	320,600	365,100	419,800
121	320,900	365,500	420,200
122	321,300	365,800	420,700
123	321,600	366,200	421,100
124	321,900	366,600	421,500
125	322,200	367,000	421,900
126	322,600	367,300	422,400
127	322,900	367,700	422,800
128	323,200	368,100	423,200
129	323,500	368,500	423,600
130	323,900		424,100
131	324,200		424,500
132	324,500		424,900
133	324,800		425,300
134	325,200		425,700
135	325,500		426,100
136	325,800		426,500
137	326,100		426,900

	138	326,400		427,300		
	139	326,800		427,700		
	140	327,100		428,100		
	141	327,400		428,500		
	142	327,700				
	143	328,000				
	144	328,300				
	145	328,600				
	146	328,900				
	147	329,200				
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前再任 用短時間勤 務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第9条関係）

職員の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員 で規則で定めるところにより 通勤が困難であると認め られるもの
自転車等の片道の使用距離の 区分		
2キロメートル未満	0円	4,100円
2キロメートル以上5キロメ ートル未満	2,600円	4,100円
5キロメートル以上10キロ メートル未満	3,000円	4,100円
10キロメートル以上15キ ロメートル未満	5,200円	6,500円

15キロメートル以上20キロメートル未満	7,300円	11,300円
20キロメートル以上25キロメートル未満	9,500円	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満	11,600円	16,100円
35キロメートル以上45キロメートル未満	13,800円	20,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	15,600円	24,500円
50キロメートル以上55キロメートル未満	16,200円	24,500円
55キロメートル以上	17,900円	24,500円

別表第4を次のように改める。

別表第4（第10条関係）

特殊勤務手当支給区分及び支給額

区分		種類	金額	
一般職	不快手当	小動物死体処理手当 小動物の死体処理に従事した職員	1体	500円
	災害対応手当	自然災害により「水防本部」又は「災害対策本部」が設置された際、自席待機（自宅待機を除く）や災害対応、初期活動班による避難所開設等で、平日の深夜、週休日又は祝日に1時間以上従事した職員	1回	3,000円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（地域手当に関する特例措置）

- 2 この条例による改正後の東久留米市職員の給与に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「100分の18」とあるのは「100分の14」とする。

（号給の切替え）

- 3 令和8年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、この条例による改正前の東久留米市職員の給与に関する条例別表第1に掲げる行政職給料表（一）の4級の適用を受けていた職員のうち切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）が付則別表旧号給欄に掲げる号給であるものの切替日における号給（以下

「新号給」という。)は、付則別表新号給欄に定める号給とする。

付則別表（付則第3項関係）

職員の号給の切替表

行政職給料表（一）

4級	
旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1

3 0	1
3 1	1
3 2	1
3 3	1
3 4	1
3 5	1
3 6	1
3 7	1
3 8	2
3 9	3
4 0	4
4 1	5
4 2	6
4 3	7
4 4	8
4 5	9
4 6	1 0
4 7	1 1
4 8	1 2
4 9	1 3
5 0	1 4
5 1	1 5
5 2	1 6
5 3	1 7
5 4	1 8
5 5	1 9
5 6	2 0
5 7	2 1
5 8	2 2
5 9	2 3
6 0	2 4
6 1	2 5
6 2	2 6
6 3	2 7
6 4	2 8

6 5	2 9
6 6	3 0
6 7	3 1
6 8	3 2
6 9	3 3
7 0	3 4
7 1	3 5
7 2	3 6
7 3	3 7
7 4	3 8
7 5	3 9
7 6	4 0
7 7	4 1
7 8	4 2
7 9	4 3
8 0	4 4
8 1	4 5
8 2	4 6
8 3	4 7
8 4	4 8
8 5	4 9
8 6	5 0
8 7	5 1
8 8	5 2
8 9	5 3
9 0	5 4
9 1	5 5
9 2	5 6
9 3	5 7
9 4	5 8
9 5	5 9
9 6	6 0
9 7	6 1

(提案理由)

人事院勧告及び東京都人事委員会勧告等に伴い、職員の給与及び手当を改定する必要がある。

東久留米市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第7条の3まで (現行のとおり) (扶養手当)</p> <p>第8条 (現行のとおり)</p> <p>2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(3) 満60才以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 扶養親族たる子(前項第1号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>13,000円</u></p> <p>(2) 扶養親族たる父母等(前項第2号から第5号までに掲げる者をいう。以下同じ。) <u>6,000円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの(以下「行(一)4級職員」という。)の扶養親族たる父母等 3,000円)</u></p> <p>4 (現行のとおり)</p> <p>第8条の2 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 及び (2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 扶養親族たる父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(一)4級職員が行(一)4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる父母等で第1項の規定に</p>	<p>第1条から第7条の3まで (略)</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で、他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) 満60才以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) 満22才に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額を、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 扶養親族たる配偶者、父母等(前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下同じ。) <u>6,000円(行政職給料表(一)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの(以下「行(一)4級職員」という。)の扶養親族たる配偶者、父母等 3,000円)</u></p> <p>(2) 扶養親族たる子(前項第2号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。) <u>11,500円</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(一)4級職員が行(一)4級職員以外のものとなった場合</p> <p>(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項</p>

よる届出に係るものがある行（一）4級職員以外のものが行（一）4級職員となった場合

（5）（現行のとおり）

4（現行のとおり）

第8条の3及び第8条の4（現行のとおり）

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）（現行のとおり）

（2） 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（次号に掲げる職員を除く。）

（3） 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員

2及び3（現行のとおり）

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、規則で定める交通の用具の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 駐車場等に係る通勤手当 支給対象期間につき、1箇月当たり5,000円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

5 前各項の規定に基づき通勤手当を支給される職員につき、支給対象期間中に所在地を異にする勤務場所への異動その他の規則で定める事由が生じた後の期間、通勤の実情の変更等を考慮して規則の定めるところにより算出した額を支給し、又は返納させるものとする。この場合において、当該職員の当該支給対象期間の通勤手当の額は、従前の手当額にこの項の規定により支給した額を加え、返納させた額を減じた額とする。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の

の規定による届出に係るものがある行（一）4級職員以外のものが行（一）4級職員となった場合

（5）（略）

4（略）

第8条の3及び第8条の4（略）

（通勤手当）

第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

（1）（略）

（2） 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則に定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

（3） 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2及び3（略）

4

前各項の規定に基づき通勤手当を支給される職員につき、支給対象期間中に所在地を異にする勤務場所への異動その他の規則で定める事由が生じた後の期間、通勤の実情の変更等を考慮して規則の定めるところにより算出した額を支給し、又は返納させるものとする。この場合において、当該職員の当該支給対象期間の通勤手当の額は、従前の手当額にこの項の規定により支給した額を加え、返納させた額を減じた額とする。

5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の

変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給、返納等に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条から第21条まで（現行のとおり）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	408,800	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	411,300	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	413,600	551,900
	4	199,300	254,900	276,600	416,000	561,400
	5	200,300	256,000	278,000	418,400	
	6	201,400	257,100	279,300	420,700	
	7	202,600	258,200	280,600	423,000	
	8	203,800	259,300	281,900	425,300	
	9	205,000	260,400	283,300	427,700	
	10	206,200	261,500	284,600	430,000	
	11	207,400	262,600	286,000	432,200	
	12	208,800	263,800	287,500	434,400	
	13	210,200	265,000	289,000	436,700	
	14	211,600	266,200	290,600	438,900	
	15	213,100	267,300	292,200	441,000	
	16	214,600	268,600	293,800	443,100	
	17	216,200	270,000	295,500	445,000	
	18	218,500	271,300	297,400	446,800	
	19	220,800	272,400	299,200	448,700	
	20	223,200	273,700	301,100	450,500	
	21	225,600	275,100	302,900	452,200	
	22	227,600	276,400	304,800	453,900	
	23	229,600	277,600	306,700	455,500	
	24	231,600	278,900	308,500	457,200	
	25	233,600	280,300	310,300	458,900	
	26	235,700	281,800	312,200	460,300	
	27	237,800	283,200	314,100	461,300	
	28	239,900	284,600	315,900	462,100	
	29	242,000	286,100	317,700	462,900	
	30	243,200	288,000	319,600	463,700	
	31	244,500	289,800	321,500	464,400	
	32	245,800	291,700	323,300	465,100	
	33	247,300	293,500	325,100	465,800	
	34	248,300	295,000	326,900	466,500	
	35	249,300	296,500	328,900	467,200	
	36	250,300	297,900	330,800	467,900	
	37	251,300	299,100	332,600	468,600	
	38	252,200	300,300	334,500	469,300	
	39	253,200	301,500	336,300	470,000	
	40	254,200	302,800	338,200	470,600	
	41	255,200	304,100	340,100	471,200	
42	256,100	305,400	341,900	471,900		

変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給、返納等に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条から第21条まで（略）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表（一）

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	196,400	251,600	272,700	325,100	526,200
	2	197,300	252,700	274,000	327,100	542,400
	3	198,300	253,800	275,300	329,100	551,900
	4	199,300	254,900	276,600	331,000	561,400
	5	200,300	256,000	278,000	332,900	
	6	201,400	257,100	279,300	334,800	
	7	202,600	258,200	280,600	336,900	
	8	203,800	259,300	281,900	338,900	
	9	205,000	260,400	283,300	340,800	
	10	206,200	261,500	284,600	342,800	
	11	207,400	262,600	286,000	344,800	
	12	208,800	263,800	287,500	346,800	
	13	210,200	265,000	289,000	348,800	
	14	211,600	266,200	290,600	350,900	
	15	213,100	267,300	292,200	353,000	
	16	214,600	268,600	293,800	355,000	
	17	216,200	270,000	295,500	357,100	
	18	218,500	271,300	297,400	359,200	
	19	220,800	272,400	299,200	361,400	
	20	223,200	273,700	301,100	363,600	
	21	225,600	275,100	302,900	365,800	
	22	227,600	276,400	304,800	368,300	
	23	229,600	277,600	306,700	370,800	
	24	231,600	278,900	308,500	373,300	
	25	233,600	280,300	310,300	375,800	
	26	235,700	281,800	312,200	378,300	
	27	237,800	283,200	314,100	380,800	
	28	239,900	284,600	315,900	383,600	
	29	242,000	286,100	317,700	386,300	
	30	243,200	288,000	319,600	389,300	
	31	244,500	289,800	321,500	392,200	
	32	245,800	291,700	323,300	395,100	
	33	247,300	293,500	325,100	398,100	
	34	248,300	295,000	326,900	400,900	
	35	249,300	296,500	328,900	403,600	
	36	250,300	297,900	330,800	406,300	
	37	251,300	299,100	332,600	408,800	
	38	252,200	300,300	334,500	411,300	
	39	253,200	301,500	336,300	413,600	
	40	254,200	302,800	338,200	416,000	
	41	255,200	304,100	340,100	418,400	
42	256,100	305,400	341,900	420,700		

<u>43</u>	257,100	306,600	343,800	472,500
<u>44</u>	258,100	307,700	345,700	473,100
<u>45</u>	259,100	308,900	347,600	473,700
<u>46</u>	260,000	310,100	349,500	474,300
<u>47</u>	261,000	311,300	351,400	474,900
<u>48</u>	262,000	312,500	353,300	475,500
<u>49</u>	263,000	313,600	355,300	476,100
<u>50</u>	264,000	314,700	357,700	476,700
<u>51</u>	265,000	315,800	360,100	477,300
<u>52</u>	265,900	317,000	362,500	477,800
<u>53</u>	266,800	318,200	364,900	478,300
<u>54</u>	267,700	319,300	367,100	478,900
<u>55</u>	268,600	320,400	369,100	479,400
<u>56</u>	269,600	321,500	371,100	479,900
<u>57</u>	270,600	322,700	373,000	480,400
<u>58</u>	271,500	323,800	374,800	480,900
<u>59</u>	272,400	324,900	376,600	481,400
<u>60</u>	273,400	326,000	378,300	481,900
<u>61</u>	274,400	327,100	380,100	482,300
<u>62</u>	275,300	328,200	381,900	
<u>63</u>	276,200	329,300	383,700	
<u>64</u>	277,100	330,400	385,400	
<u>65</u>	278,100	331,500	387,000	
<u>66</u>	279,000	332,500	388,600	
<u>67</u>	279,900	333,600	390,100	
<u>68</u>	280,800	334,700	391,400	
<u>69</u>	281,700	335,800	392,700	
<u>70</u>	282,600	336,900	393,500	
<u>71</u>	283,500	338,000	394,300	
<u>72</u>	284,400	339,000	395,000	
<u>73</u>	285,300	340,100	395,700	
<u>74</u>	286,200	341,000	396,300	
<u>75</u>	287,100	342,000	396,900	
<u>76</u>	288,000	343,000	397,500	
<u>77</u>	288,900	344,000	398,200	
<u>78</u>	289,800	344,900	398,800	
<u>79</u>	290,700	345,700	399,400	
<u>80</u>	291,600	346,400	400,000	
<u>81</u>	292,500	347,100	400,500	
<u>82</u>	293,300	347,700	401,100	
<u>83</u>	294,200	348,300	401,700	
<u>84</u>	295,100	348,900	402,200	
<u>85</u>	296,000	349,400	402,700	
<u>86</u>	296,800	350,000	403,200	
<u>87</u>	297,700	350,500	403,700	
<u>88</u>	298,500	351,000	404,300	
<u>89</u>	299,400	351,500	404,900	
<u>90</u>	300,200	352,100	405,500	
<u>91</u>	301,100	352,600	406,100	
<u>92</u>	302,000	353,000	406,600	
<u>93</u>	302,800	353,500	407,100	

<u>43</u>	257,100	306,600	343,800	423,000
<u>44</u>	258,100	307,700	345,700	425,300
<u>45</u>	259,100	308,900	347,600	427,700
<u>46</u>	260,000	310,100	349,500	430,000
<u>47</u>	261,000	311,300	351,400	432,200
<u>48</u>	262,000	312,500	353,300	434,400
<u>49</u>	263,000	313,600	355,300	436,700
<u>50</u>	264,000	314,700	357,700	438,900
<u>51</u>	265,000	315,800	360,100	441,000
<u>52</u>	265,900	317,000	362,500	443,100
<u>53</u>	266,800	318,200	364,900	445,000
<u>54</u>	267,700	319,300	367,100	446,800
<u>55</u>	268,600	320,400	369,100	448,700
<u>56</u>	269,600	321,500	371,100	450,500
<u>57</u>	270,600	322,700	373,000	452,200
<u>58</u>	271,500	323,800	374,800	453,900
<u>59</u>	272,400	324,900	376,600	455,500
<u>60</u>	273,400	326,000	378,300	457,200
<u>61</u>	274,400	327,100	380,100	458,900
<u>62</u>	275,300	328,200	381,900	460,300
<u>63</u>	276,200	329,300	383,700	461,300
<u>64</u>	277,100	330,400	385,400	462,100
<u>65</u>	278,100	331,500	387,000	462,900
<u>66</u>	279,000	332,500	388,600	463,700
<u>67</u>	279,900	333,600	390,100	464,400
<u>68</u>	280,800	334,700	391,400	465,100
<u>69</u>	281,700	335,800	392,700	465,800
<u>70</u>	282,600	336,900	393,500	466,500
<u>71</u>	283,500	338,000	394,300	467,200
<u>72</u>	284,400	339,000	395,000	467,900
<u>73</u>	285,300	340,100	395,700	468,600
<u>74</u>	286,200	341,000	396,300	469,300
<u>75</u>	287,100	342,000	396,900	470,000
<u>76</u>	288,000	343,000	397,500	470,600
<u>77</u>	288,900	344,000	398,200	471,200
<u>78</u>	289,800	344,900	398,800	471,900
<u>79</u>	290,700	345,700	399,400	472,500
<u>80</u>	291,600	346,400	400,000	473,100
<u>81</u>	292,500	347,100	400,500	473,700
<u>82</u>	293,300	347,700	401,100	474,300
<u>83</u>	294,200	348,300	401,700	474,900
<u>84</u>	295,100	348,900	402,200	475,500
<u>85</u>	296,000	349,400	402,700	476,100
<u>86</u>	296,800	350,000	403,200	476,700
<u>87</u>	297,700	350,500	403,700	477,300
<u>88</u>	298,500	351,000	404,300	477,800
<u>89</u>	299,400	351,500	404,900	478,300
<u>90</u>	300,200	352,100	405,500	478,900
<u>91</u>	301,100	352,600	406,100	479,400
<u>92</u>	302,000	353,000	406,600	479,900
<u>93</u>	302,800	353,500	407,100	480,400

94	303,600	354,000	407,700
95	304,500	354,500	408,200
96	305,300	355,000	408,700
97	306,200	355,400	409,200
98	307,000	355,900	409,700
99	307,900	356,300	410,200
100	308,700	356,800	410,700
101	309,600	357,300	411,200
102	310,500	357,700	411,700
103	311,300	358,200	412,200
104	312,100	358,700	412,700
105	312,900	359,100	413,100
106	313,600	359,500	413,600
107	314,300	359,900	414,100
108	315,100	360,300	414,500
109	315,700	360,700	414,900
110	316,300	361,100	415,400
111	316,800	361,500	415,900
112	317,300	361,900	416,300
113	317,800	362,300	416,700
114	318,200	362,700	417,200
115	318,700	363,100	417,700
116	319,200	363,500	418,100
117	319,600	363,900	418,500
118	320,000	364,300	419,000
119	320,300	364,700	419,400
120	320,600	365,100	419,800
121	320,900	365,500	420,200
122	321,300	365,800	420,700
123	321,600	366,200	421,100
124	321,900	366,600	421,500
125	322,200	367,000	421,900
126	322,600	367,300	422,400
127	322,900	367,700	422,800
128	323,200	368,100	423,200
129	323,500	368,500	423,600
130	323,900		424,100
131	324,200		424,500
132	324,500		424,900
133	324,800		425,300
134	325,200		425,700
135	325,500		426,100
136	325,800		426,500
137	326,100		426,900
138	326,400		427,300
139	326,800		427,700
140	327,100		428,100
141	327,400		428,500
142	327,700		
143	328,000		
144	328,300		

94	303,600	354,000	407,700	480,900
95	304,500	354,500	408,200	481,400
96	305,300	355,000	408,700	481,900
97	306,200	355,400	409,200	482,300
98	307,000	355,900	409,700	
99	307,900	356,300	410,200	
100	308,700	356,800	410,700	
101	309,600	357,300	411,200	
102	310,500	357,700	411,700	
103	311,300	358,200	412,200	
104	312,100	358,700	412,700	
105	312,900	359,100	413,100	
106	313,600	359,500	413,600	
107	314,300	359,900	414,100	
108	315,100	360,300	414,500	
109	315,700	360,700	414,900	
110	316,300	361,100	415,400	
111	316,800	361,500	415,900	
112	317,300	361,900	416,300	
113	317,800	362,300	416,700	
114	318,200	362,700	417,200	
115	318,700	363,100	417,700	
116	319,200	363,500	418,100	
117	319,600	363,900	418,500	
118	320,000	364,300	419,000	
119	320,300	364,700	419,400	
120	320,600	365,100	419,800	
121	320,900	365,500	420,200	
122	321,300	365,800	420,700	
123	321,600	366,200	421,100	
124	321,900	366,600	421,500	
125	322,200	367,000	421,900	
126	322,600	367,300	422,400	
127	322,900	367,700	422,800	
128	323,200	368,100	423,200	
129	323,500	368,500	423,600	
130	323,900		424,100	
131	324,200		424,500	
132	324,500		424,900	
133	324,800		425,300	
134	325,200		425,700	
135	325,500		426,100	
136	325,800		426,500	
137	326,100		426,900	
138	326,400		427,300	
139	326,800		427,700	
140	327,100		428,100	
141	327,400		428,500	
142	327,700			
143	328,000			
144	328,300			

	145	328,600				
	146	328,900				
	147	329,200				
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第1の2から別表第2まで（現行のとおり）
別表第3（第9条関係）

職員の区分	1	2以外の職員	2
自転車等の片道の使用距離の区分			身体に障害を有する職員で規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
2キロメートル未満		0円	4,100円
2キロメートル以上5キロメートル未満		2,600円	4,100円
5キロメートル以上10キロメートル未満		3,000円	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満		5,200円	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満		7,300円	11,300円
20キロメートル以上25キロメートル未満		9,500円	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満		11,600円	16,100円
35キロメートル		13,800円	20,900円

	145	328,600				
	146	328,900				
	147	329,200				
	148	329,500				
	149	329,800				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		208,600	242,300	285,000	330,200	453,000

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 1級の17号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、213,800円とする。

別表第1の2から別表第2まで（略）
別表第3（第9条関係）

職員の区分	1	2以外の職員	2
自転車等の片道の使用距離の区分			身体に障害を有する職員で規則で定めるところにより通勤が困難であると認められるもの
5キロメートル未満		2,600円	4,100円
5キロメートル以上10キロメートル未満		3,000円	4,100円
10キロメートル以上15キロメートル未満		5,000円	6,500円
15キロメートル以上20キロメートル未満		7,000円	11,300円
20キロメートル以上25キロメートル未満		9,000円	11,300円
25キロメートル以上35キロメートル未満		11,000円	16,100円
35キロメートル		13,000円	20,900円

トル以上45		
キロメートル		
未満		
45キロメー	15,600円	24,500円
トル以上50		
キロメートル		
未満		
50キロメー	16,200円	24,500円
トル以上55		
キロメートル		
未満		
55キロメー	17,900円	24,500円
トル以上		

別表第4 (第10条関係)

特殊勤務手当支給区分及び支給額

区分	種類	金額
一般不 快	小動物死体処理	1体 500円
職	手当 手当 小動物の死体処 理に従事した職 員	
災害 対応	自然災害により	1回 3,000円
手当	「水防本部」又 は「災害対策本 部」が設置され た際、自席待機 (自宅待機を除 く)や災害対応、 初期活動班によ る避難所開設等 で、平日の深夜、 週休日又は祝日 に1時間以上従 事した職員	

別表第5 (現行のとおり)

トル以上45		
キロメートル		
未満		
45キロメー	14,000円	24,500円
トル以上55		
キロメートル		
未満		
55キロメー	15,000円	24,500円
トル以上		

別表第4 (第10条関係)

特殊勤務手当支給区分及び支給額

区分	種類	金額
一般不 快	小動物死体処理	1体 500円
職	手当 手当 小動物の死体処 理に従事した職 員	

別表第5 (略)

議案第 8 号

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 3 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び子育て部分休暇」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 1 2 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 1 2 条の 3 任命権者は、9 歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第 3 学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子を養育する職員（育児休業法第 1 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、規則で定める。

3 子育て部分休暇については、東久留米市職員の給与に関する条例第 1 1 条の規定にかかわらず、同条例第 1 5 条中「給料、給料に対する地域手当及び特殊勤務手当支給額」とあるのを「給料及び給料に対する地域手当」とし、同条で定める方法により計算した額を勤務 1 時間当たりの給与額とみなし、その勤務しない 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額とみなした額を減額して支給する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第 1 1 条に規定する健康管理休暇及び同条例第 1 2 条の 3 に規定する子育て部分休暇に係る

請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

東京都の制度改正に伴い、生理休暇の名称を健康管理休暇に改めるとともに、小学校第3学年までの子を養育する職員（部分休業を取得することができる職員を除く。）を対象とした、子育て部分休暇を新たに導入するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第7条の2まで (現行のとおり) (休暇の種類)</p> <p>第8条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び子育て部分休暇</u>とする。</p> <p>第9条及び第10条 (現行のとおり) (特別休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における特別休暇として、公民権行使等休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、骨髄移植休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第7条の2まで (略) (休暇の種類)</p> <p>第8条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇<u>及び介護休暇</u>とする。</p> <p>第9条及び第10条 (略) (特別休暇)</p> <p>第11条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における特別休暇として、公民権行使等休暇、産前産後休暇、妊娠症状対応休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、骨髄移植休暇、夏季休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>第12条及び第12条の2 (現行のとおり) (子育て部分休暇)</p> <p>第12条の3 <u>任命権者は、9歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第3学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員(育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けることができる職員を除く。)</u>が当該子を養育するために請求した場合には、<u>公務運営に支障がある場合を除き、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと(以下この条において「子育て部分休暇」という。)</u>を承認するものとする。</p> <p>2 <u>子育て部分休暇に関しその内容、期間その他の必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>3 <u>子育て部分休暇については、東久留米市職員の給与に関する条例第11条の規定にかかわらず、同条例第15条中「給料、給料に対する地域手当及び特殊勤務手当支給額」とあるのを「給料及び給料に対する地域手当」とし、同条で定める方法により計算した額を勤務1時間当たりの給与額とみなし、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額とみなした額を減額して支給する。</u></p>	<p>第12条及び第12条の2 (略)</p> <p>第13条から第16条まで (略)</p>
<p>第13条から第16条まで (現行のとおり)</p>	<p>第13条から第16条まで (略)</p>

議案第9号

東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年東久留米市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第6条第2項中「100分の117.5」を「100分の118.75」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

東久留米市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第34号）の適用を受ける職員との均衡等を踏まえて、会計年度任用職員の期末勤勉手当を改定する必要がある。

東久留米市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第4条まで (現行のとおり) (期末手当)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (現行のとおり) (勤勉手当)</p> <p>第6条 (現行のとおり)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (現行のとおり)</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第4条まで (略) (期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略) (勤勉手当)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、第2条の規定に基づき定められた報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>第7条 (略)</p>

議案第10号

東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市事務手数料条例の一部を改正する条例

東久留米市事務手数料条例（昭和33年条例第61号）の一部を次のように改正する。

付則第3項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

コンビニ交付サービスにより取得する証明書等に係る事務手数料の軽減を図るに当たり、その期間を令和9年3月31日まで延長するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市事務手数料条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第9条まで (現行のとおり)</p> <p>付 則</p> <p>1 及び2 (現行のとおり)</p> <p>3 令和4年11月1日から令和9年3月31日までの間に、多機能端末機(東久留米市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料の額は、第2条第5号、第7号、第10号ア及び第25号アの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (4) まで (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 及び2 (略)</p> <p>3 令和4年11月1日から令和8年3月31日までの間に、多機能端末機(東久留米市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)により交付する次の各号に掲げる証明書等に係る事務手数料の額は、第2条第5号、第7号、第10号ア及び第25号アの規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p>

議案第 11 号

東久留米市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市行政手続条例の一部を改正する条例

東久留米市行政手続条例（平成 8 年東久留米市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項前段中「第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加え、同項後段中「第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 3 項及び」の次に「第 4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東久留米市行政手続条例第15条第3項及び第4項の規定（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）の施行による行政手続法（平成5年法律第88号）の改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、規定を整備する必要がある。

東久留米市行政手続条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第14条まで（現行のとおり） （聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p>	<p>第1条から第14条まで（略） （聴聞の通知の方式）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>
<p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	
<p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p>	<p>（代理人）</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（<u>同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。</u>）は、代理人を選任することができる。</p>
<p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第17条から第21条まで（現行のとおり） （続行期日の指定）</p>	<p>2から4まで（略）</p> <p>第17条から第21条まで（略） （続行期日の指定）</p>
<p>第22条（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第22条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>）」と読み替えるものとする。</p>
<p>第23条から第28条まで（現行のとおり）</p>	<p>第23条から第28条まで（略）</p>

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第30条から第35条まで (現行のとおり)

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第30条から第35条まで (略)

議案第 1 2 号

東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市立市民体育施設条例の一部を改正する条例

東久留米市立市民体育施設条例（昭和 4 9 年東久留米市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 西部運動広場の項を削る。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

体育施設を廃止するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市立市民体育施設条例新旧対照表

改正案	現 行																										
第1条から第15条まで（現行のとおり）	第1条から第15条まで（略）																										
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）																										
東久留米市立市民体育施設の名称及び位置	東久留米市立市民体育施設の名称及び位置																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 338 430 369">名称</th> <th data-bbox="432 338 791 369">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 371 430 409">東久留米市立青少年センターの項から</td> <td data-bbox="432 371 791 409">東部運動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 412 430 450">広場の項まで</td> <td data-bbox="432 412 791 450">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 452 430 521"> </td> <td data-bbox="432 452 791 521"> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 524 430 562">南町運動広場の項から上の原グラウンドの項ま</td> <td data-bbox="432 524 791 562">で</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 564 430 602">（現行のとおり）</td> <td data-bbox="432 564 791 602"> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	東久留米市立青少年センターの項から	東部運動	広場の項まで	（現行のとおり）			南町運動広場の項から上の原グラウンドの項ま	で	（現行のとおり）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="829 338 1066 369">名称</th> <th data-bbox="1067 338 1442 369">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="829 371 1066 409">東久留米市立青少年センターの項から</td> <td data-bbox="1067 371 1442 409">東部運動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 412 1066 450">広場の項まで</td> <td data-bbox="1067 412 1442 450">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 452 1066 490">西部運動広場</td> <td data-bbox="1067 452 1442 490">東久留米市滝山五丁目5番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 492 1066 530"> </td> <td data-bbox="1067 492 1442 530">地</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 533 1066 571">南町運動広場の項から上の原グラウンドの項ま</td> <td data-bbox="1067 533 1442 571">で</td> </tr> <tr> <td data-bbox="829 573 1066 611">（略）</td> <td data-bbox="1067 573 1442 611"> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	東久留米市立青少年センターの項から	東部運動	広場の項まで	（略）	西部運動広場	東久留米市滝山五丁目5番		地	南町運動広場の項から上の原グラウンドの項ま	で	（略）	
名称	位置																										
東久留米市立青少年センターの項から	東部運動																										
広場の項まで	（現行のとおり）																										
南町運動広場の項から上の原グラウンドの項ま	で																										
（現行のとおり）																											
名称	位置																										
東久留米市立青少年センターの項から	東部運動																										
広場の項まで	（略）																										
西部運動広場	東久留米市滝山五丁目5番																										
	地																										
南町運動広場の項から上の原グラウンドの項ま	で																										
（略）																											
別表第2（現行のとおり）	別表第2（略）																										

議案第13号

東久留米市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市税条例の一部を改正する条例

東久留米市税条例（平成9年東久留米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「第2条に規定する掲示場に掲示して行う」を「第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東久留米市税条例第18条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第17条まで（現行のとおり） （公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達 は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を東久留米市公告式条例（昭和25年条例第31号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p> <p>第18条の2（現行のとおり） （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4から第149条まで（現行のとおり）</p>	<p>第1条から第17条まで（略） （公示送達）</p> <p>第18条 法第20条の2の規定による公示送達 は、東久留米市公告式条例（昭和25年条例第31号）第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</p> <p>第18条の2（略） （納税証明事項）</p> <p>第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u> 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>第18条の4から第149条まで（略）</p>

議案第14号

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東久留米市国民健康保険税条例（平成20年東久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4） 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条中「38,300円」を「39,300円」に改める。

第14条の次に次の3条を加える。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第14条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.

30を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第14条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,900円とする。

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第14条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第28条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「26,810円」を「27,510円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について1,330円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について140円

第28条第1項第2号中「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を削り、「30.5万円」を「31万円」に改め、同号ア中「19,150円」を「19,650円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について950円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について100円

第28条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「7,660円」を「7,860円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について380円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人

について40円

第28条第2項第1号ア中「5,745円」を「5,895円」に改め、同号イ中「9,575円」を「9,825円」に改め、同号ウ中「15,320円」を「15,720円」に改め、同号エ中「19,150円」を「19,650円」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 285円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 475円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 950円

第28条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第29条ただし書中「（同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を削り、「法第317条の2第1項」を「同項」に改める。

第29条の3第1項第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の次に「（平成25年法律第27号）」を加える。

第31条第1項第1号中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同条第2項第2号ア中「健康保険法」の次に「（大正11年法律第70号）」を加え、同号イ中「船員保険法」の次に「（昭和14年法律第73号）」を加え、同号ウ中「国家公務員共済組合法」の次に「（昭和33年法律第128号）」を、「地方公務員等共済組合法」の次に「（昭和37年法律第152号）」を加える。

付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第11条」の次に「、第14条の2」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の東久留米市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（失効）

3 第2条第2項ただし書の改正規定、同条に1項を加える改正規定（ただし書に係る部分に限る。）、第28条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第1号にエ及びオを加える改正規定、同項第2号の改正規定（「30.5万円」を「31万円」に改める部分及び同号にエ及びオを加える部分に限る。）、同項第3号の改正規定（「56万円」を「57万円」に改める部分及び同号にエ及びオを加える部分に限る。）、同条第2項に1号を加える改正規定、同条第3項各号列記以外の部分の改正規定、同項に3号を加える改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、令和8年政令第 号の改正令による改正後の地方税法施行令の施行によりその効力を生じるものとし、改正令が成立しないとき、その他改正令による改正後の地方税法施行令の規定の内容が当該改正規定の内容と異なることとなるときは、当該改正規定は、その限りにおいてその効力を失う。

（提案理由）

国民健康保険事業運営の健全化を図るため及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行に伴い、令和8年度分以降の国民健康保険税の税率等を改定するほか、所要の改正を行う必要がある。

東久留米市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)、<u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)</u>及び<u>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。)</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)</u>に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (現行のとおり)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び</u>介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 及び(3) (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。</p> <p>4 (略)</p>

5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.92を乗じて算定する。

2 （現行のとおり）

第4条 （現行のとおり）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について39,300円とする。

第6条から第14条まで （現行のとおり）

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額）

第14条の2 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.30を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額）

第14条の3 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,900円とする。

（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）

第14条の4 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする。

第15条から第27条まで （現行のとおり）

（国民健康保険税の減額）

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の5.92を乗じて算定する。

2 （略）

第4条 （略）

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について38,300円とする。

第6条から第14条まで （略）

第15条から第27条まで （略）

（国民健康保険税の減額）

第28条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課

税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について27,510円

イ及びウ（現行のとおり）

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,330円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第

税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について26,810円

イ及びウ（略）

2項に規定する世帯主を除く。）1人について140円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について19,650円

イ及びウ（現行のとおり）

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について950円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について100円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,860円

イ及びウ（現行のとおり）

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について380円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。））1人につき30.5万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について19,150円

イ及びウ（略）

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,660円

イ及びウ（略）

て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について40円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,895円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,825円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,650円

(2) (現行のとおり)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 285円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 475円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 950円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) から (6) まで (現行のとおり)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 5,745円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 9,575円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 15,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 19,150円

(2) (略)

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) から (6) まで (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額
当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額
当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第28条の2（現行のとおり）
（国民健康保険税に関する申告）

第29条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者（同項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

第28条の2（略）
（国民健康保険税に関する申告）

第29条 国民健康保険税の納税義務者は、4月15日まで（国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者は、当該納税義務が発生した日から15日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書（同法附則第35条の2の4第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定

い。

第29条の2 (現行のとおり)

(出産被保険者に係る届出)

第29条の3 国民健康保険税の納税義務者は、
出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲
げる事項を記載した届書を市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及
び個人番号(行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法
律(平成25年法律第27号)第2条第5
項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)

(2) から (5) まで (現行のとおり)

2 から 4 まで (現行のとおり)

第30条 (現行のとおり)

(国民健康保険税の減免)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当す
る者のうち必要があると認められるものに対
し、国民健康保険税を減免することができる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144
号)の規定による保護を受ける者又はこれ
に準ずると認められる者

(2) から (4) まで (現行のとおり)

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該
当する者(資格取得日の属する月以後2年を経
過する月までの間に限る。)の属する世帯の納
税義務者に対し、国民健康保険税を減免するこ
とができる。

(1) (現行のとおり)

(2) 被保険者の資格を取得した日の前日
において、次のいずれかに該当する者(当該
資格を取得した日において、高齢者医療確
保法の規定による被保険者となった者に限
る。)の被扶養者であった者

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
の規定による被保険者。ただし、同法第3
条第2項の規定による日雇特例被保険者を
除く。

イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律
第128号)又は地方公務員等共済組合法
(昭和37年法律第152号)に基づく共
済組合の組合員

エ及びオ (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

第32条及び第33条 (現行のとおり)

付 則

1及び2 (現行のとおり)

する者(法第317条の2第1項ただし書の条
例で定める者を除く。)である場合においては、
この限りでない。

第29条の2 (略)

(出産被保険者に係る届出)

第29条の3 国民健康保険税の納税義務者は、
出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲
げる事項を記載した届書を市長に提出しなけれ
ばならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及
び個人番号(行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関する法
律第2条第5項に規定する個人番号をい
う。以下同じ。)

(2) から (5) まで (略)

2 から 4 まで (略)

第30条 (略)

(国民健康保険税の減免)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当す
る者のうち必要があると認められるものに対
し、国民健康保険税を減免することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護を受ける
者又はこれに準ずると認められる者

(2) から (4) まで (略)

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれにも該
当する者(資格取得日の属する月以後2年を経
過する月までの間に限る。)の属する世帯の納
税義務者に対し、国民健康保険税を減免するこ
とができる。

(1) (略)

(2) 被保険者の資格を取得した日の前日
において、次のいずれかに該当する者(当該
資格を取得した日において、高齢者医療確
保法の規定による被保険者となった者に限
る。)の被扶養者であった者

ア 健康保険法の規定による被保険者。た
だし、同法第3条第2項の規定による日雇特
例被保険者を除く。

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等
共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ及びオ (略)

3及び4 (略)

第32条及び第33条 (略)

付 則

1及び2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 (現行のとおり)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税

とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第28条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税

等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第28条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第28条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条、第14条の2及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14及び15 （現行のとおり）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第28条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14及び15 （略）

議案第15号

東久留米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市後期高齢者医療に関する条例（平成20年東久留米市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東久留米市後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第6条まで (現行のとおり) (公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を東久留米市公告式条例(昭和25年条例第31号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>第1条から第6条まで (略) (公示送達)</p> <p>第7条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、東久留米市公告式条例(昭和25年条例第31号)第2条第2項に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u></p>
<p>第8条から第11条まで (現行のとおり)</p>	<p>第8条から第11条まで (略)</p>

議案第16号

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例

東久留米市介護保険条例（平成12年東久留米市条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第10条の次に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万円以上65万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額

から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とする。
- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該

金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地

方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万千円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第420号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第24条まで (現行のとおり) 付 則</p>	<p>第1条から第24条まで (略) 付 則</p>
<p>第1条から第10条まで (現行のとおり) (令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p>	<p>第1条から第10条まで (略)</p>
<p>第11条 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万円以上65万円未満である者)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。</p>	
<p>2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給</p>	

与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の

金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、

1 3 5 万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、6 5 万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万円以上65万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万円以上161万9千円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9千円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第9条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

議案第17号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3の規定に基づき、東京都後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更する。

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村は、東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、別紙のとおり東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約を定める。

（提案理由）

後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約の変更を行う必要がある。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 案	現 行																
<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント	<p>第1条～第19条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び	100パーセント																

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

別表第1・別表第2 （略）

び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審査支払手数料相当額	100パーセント
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント
保険料未収金補填分相当額	100パーセント
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント
葬祭費相当額	100パーセント

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

別表第1・別表第2 （略）

議案第18号

東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市立保育園条例の一部を改正する条例

東久留米市立保育園条例（昭和36年条例第5号）の一部を次のように改正する。
別表東久留米市立ちゅうおう保育園の項を削る。

付 則

この条例は、令和11年4月1日から施行する。

（提案理由）

東久留米市立ちゅうおう保育園を公私連携型保育所へ移行するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市立保育園条例新旧対照表

改正案			現 行		
第1条から第5条まで (現行のとおり)			第1条から第5条まで (略)		
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
東久留米市立はちまん保育園の項から東久留米市立まえさわ保育園の項まで (現行のとおり)			東久留米市立はちまん保育園の項から東久留米市立まえさわ保育園の項まで (略)		
			東久留米市立ちゆ うおう保育園	東久留米市中央町一 丁目2番4号	101人
東久留米市立上の原さくら保育園の項 (現行のとおり)			東久留米市立上の原さくら保育園の項 (略)		

議案第19号

東久留米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、東久留米市の特定乳児等通園支援事業(特定乳児等通園支援(法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。)を行う事業をいう。)の運営に関する基準(以下「運営基準」という。)を定めるものとする。

(運営基準)

第2条 運営基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準(令和7年内閣府令第95号)の定めるところによる。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

特定乳児等通園支援事業の運営について、条例で基準を定めるため、規定を整備する必要がある。

議案第20号

東久留米市立公園条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市立公園条例

(目的)

第1条 この条例は、東久留米市立公園（以下「市立公園」という。）の設置、管理等について必要な事項を定め、市立公園の健全な発展と利用の適正化を図り、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立公園 都市公園及び都市公園以外の公園をいう。
- (2) 都市公園 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する市立の都市公園をいう。都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。
- (3) 都市公園以外の公園 都市公園以外の子供の広場、児童遊園、樹林地及び森の広場をいい、東久留米市（以下「市」という。）が当該子供の広場、児童遊園、樹林地及び森の広場に設ける公園施設に準じる施設を含むものとする。都市公園以外の公園の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。
- (4) 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設をいう。
- (5) 公園施設等 公園施設及び都市公園以外の公園に設ける公園施設に準じる施設をいう。
- (6) 有料施設 公園施設等のうち、有料で使用するものをいう。有料施設は、別表第3のとおりとする。
- (7) 占用 市立公園において公園施設等以外の施設又は工作物を設置することをいう。
- (8) 使用 市立公園において公園施設等の設置等及び各種の催物又は集会等の行為のため、当該公園の全部又は一部を独占して利用することをいう。

(市立公園の設置、変更及び廃止)

第3条 市長は、市立公園の設置に際しては、その名称、位置及び区域並びに供用開始の期日を定め、公告する。

2 市長は、市立公園の名称、位置若しくは区域を変更し、又は市立公園を廃止するに際しては、当該市立公園の名称、位置及び変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を公告する。

(住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第4条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第5条 市が次に掲げる都市公園を設置する場合には、当該都市公園の特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園は、容易に利用することができるように配置し、当該都市公園の利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように当該都市公園の敷地面積を定めること。

2 市が前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園（以下この項において「前項以外の都市公園」という。）を設置する場合には、当該前項以外の都市公園の設置目的に応じて前項以外の都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及び当該前項以外の都市公園の敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の建築面積の基準)

第6条 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。

(公園施設の建築面積の基準の特例)

第7条 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、次項から第6項までに定めるところによる。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合の建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合の建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合の建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合の建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
- 6 令第6条第6項に掲げる場合の建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができるものとする。
（運動施設の敷地面積の基準）

第8条 令第8条第1項に規定する条例で定める割合は、100分の50とする。

（移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準）

第9条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、次項に定めるところによる。

- 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第3条各号に掲げる特定公園施設を設ける場合は、規則で定める基準に適合させなければならない。ただし、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この限りでない。
（行為の禁止）

第10条 市立公園では、市長の許可なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市立公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採集すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚貝、昆虫の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告をすること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 市立公園をその用途外に使用すること。
- (9) 前各号のほか、市立公園の管理上支障があると認められる行為をすること。
（利用の制限又は禁止）

第11条 市長は、市立公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認める場合又は市立公園に関する工事のためやむを得ないと認める場合には、市立公園を保全し、又は利用者の危険を防止するため、区域を定めて市立公園の利用を制限し、又はその利用を禁止することができる。この場合において、市長は、利用者に対して必要な措置を命ずることができる。

(公園施設の設置又は管理の許可の申請書の記載事項)

第12条 法第5条第1項の条例で定める公園施設の設置等の許可に係る申請書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設の設置又は管理の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。）

イ 市立公園の名称及び位置

ウ 設置又は管理の目的

エ 設置又は管理の期間

オ 設置又は管理の方法

カ その他市長が必要と認める事項

(2) 許可を受けた事項を変更する許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。）

イ 市立公園の名称及び位置

ウ 変更する事項

エ 変更する理由

オ その他市長が必要と認める事項

(市立公園の占用)

第13条 市立公園を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可に係る申請書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 申請者の住所、氏名及び職業等（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。）

(2) 市立公園の名称及び位置

(3) 占用の目的

(4) 占用の期間

(5) 工作物その他の物件又は施設の種類及び数量

(6) 占用物件の管理の方法

(7) 工事の実施方法

(8) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、占用物件が法第7条各号に掲げる事項に該当し、市立公園の占用が公衆の利用に支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認める場合に限り、占用の許可を与えることができる。

4 占用者は、占用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 占用物件の構造に影響を与えない修繕及び占用物件の塗装（外部の塗装については、色彩の著しい変更の伴わないものに限る。）

(2) 占用物件の主要構造物に影響を与えない内部の模様替え
(市立公園の使用)

第14条 次に掲げる行為のため市立公園を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売若しくは頒布又は業としての写真若しくは映画の撮影その他の営業行為をすること。

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(3) 競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しのため、市立公園を使用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる市立公園の使用が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、使用の許可を与えることができる。

3 使用者は、使用の許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(有料施設の使用)

第15条 有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 有料施設の供用期間及び時間その他供用について必要な事項は、規則で定める。

(許可の条件)

第16条 市長は、第10条及び第12条から前条までの規定による許可に、市立公園の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(原状回復)

第17条 第10条及び第12条から第15条までの規定による許可を受けた者（以下「使用者等」という。）は、市立公園の使用及び占用（以下「使用等」という。）が終了したときは、直ちに市立公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当と市長が認める場合は、この限りでない。

(届出)

第18条 使用者等は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 市立公園を損傷又は損壊したとき及びこれを原状に回復したとき。
- (2) 第12条の許可に基づく使用又は第13条の許可に基づく占有を廃止し、又はその期間が終了したとき。

(使用料等)

第19条 市長は、使用者等から、使用等の別に応じ、別表第4各号に規定する使用料及び占有料（以下「使用料等」という。）を徴収するものとする。

- 2 使用者等は、規則で定めるところにより、使用等の期間に係る使用料等を、使用等の許可があった際に全額納入しなければならない。ただし、当該使用等の期間が翌年度以後にわたる場合の翌年度以後の使用料等は、年度ごとに支払うものとする。

(使用料等の減額又は免除)

第20条 公共の用に供するため使用等をするとき又は使用者等の責めに帰することのできない理由によって使用等ができなくなったときその他市長が必要と認めるときは、前条に規定する使用料等を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第21条 第19条の規定により既に納入された使用料等は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当する場合で、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

- (1) 使用者等の責めに帰さない理由により使用等をするできなくなったとき。
- (2) 使用者等が使用等を開始する日の5日前までに使用等をしない旨の申出をしたとき。

(権利の譲渡等)

第22条 使用者等は、使用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第23条 市長は、次のいずれかに該当する者に対し、この条例の規定による使用等の許可の取消し、その効力の停止、許可条件の変更、行為の中止又は市立公園の原状回復を命ずることができる。

- (1) この条例の規定による許可を受けずに市立公園の使用等をした者
- (2) 市立公園の使用等の許可について付された条件に反した者
- (3) 偽りその他不正な手段により市立公園の使用等の許可を受けた者
- (4) 使用等の権利を他人に譲渡し、又は転貸した者
- (5) 前各号のほか、この条例の規定に反した者

- 2 市長は、次のいずれかに該当したときは、前項に基づく処分をするほか、使用者等に対して必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第11条に規定する状況になったとき。
- (2) 非常災害時における避難場所として市立公園を使用するとき。
- (3) 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第24条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下これらを「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前各号のほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第25条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 工作物等を保管したときは、速やかに前条各号に掲げる事項を告示すること。
- (2) 前号の告示に係る工作物等のうち特に貴重と認められる工作物等については、規則で定める当該告示の期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下これらを「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、当該告示の要旨を市の発行する広報紙等に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。
（工作物等の価額の評価の方法）

第26条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、当該工作物等の取引の実例価格、使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第27条 市長は、法第27条第6項の規定により、保管した工作物等について規則で定める方法により売却するものとする。

（工作物等を返還する場合の手続）

第28条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

（指定管理者による管理）

第29条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に対して、市立公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定による指定管理者の指定の手続等は、東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号）の定めるところによる。

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第10条及び第11条、第14条から第21条まで並びに第23条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(利用料金)

第30条 第19条第1項の規定にかかわらず、前条の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、利用料金(地方自治法第244条の2第8項に規定する公の施設の利用に係る料金をいう。以下同じ。)は、別表第4に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、規則の定めるところにより、前項の利用料金の一部を市長に納付しなければならない。

4 第2項の場合において、第19条から第21条までの規定(見出しを含む。)中「使用料等」とあるのは「利用料金」と、別表第4第3号及び第4号中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(過料)

第31条 市長は、第23条第1項各号のいずれかに該当した者又は偽りその他不正な手段により使用料等の徴収を免れた者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(委任)

第32条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(東久留米市立児童遊園条例の廃止)

2 東久留米市立児童遊園条例(昭和49年東久留米市条例第14号)は、廃止する。

(東久留米市都市公園条例の廃止)

3 東久留米市都市公園条例(昭和54年東久留米市条例第24号)は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行前にした市立公園の使用等の許可は、その期間内に限り、なおその効力を有する。この場合における当該許可は、この条例の規定による許可とみなす。

5 前項の規定の適用を受ける使用等のうち、第13条の規定による占用に該当するものについては、別表第4第2号の占用料の規定は、令和9年4月1日から適用し、同日前までの占用料は、なお従前の例による。

別表第1 (第2条関係)

都市公園

公園の名称	位置
-------	----

前沢南公園	東久留米市前沢五丁目1434番27
白山公園	〃 滝山七丁目24番1
滝山公園	〃 滝山二丁目3番
つばき公園	〃 前沢四丁目17番
さつき公園	〃 前沢五丁目21番
あじさい公園	〃 滝山三丁目7番
ひまわり公園	〃 滝山五丁目16番
すみれ公園	〃 滝山五丁目31番
すいせん公園	〃 滝山七丁目6番
あやめ公園	〃 滝山一丁目11番
下里公園	〃 下里七丁目1481番8ほか
竹林公園	〃 南沢一丁目855番1ほか
氷川台公園	〃 氷川台一丁目321番3
八幡東公園	〃 下里一丁目1293番1
八幡西公園	〃 下里一丁目1303番1
白山第二公園	〃 下里二丁目855番1
滝山第二公園	〃 滝山四丁目2番45ほか
神明山公園	〃 中央町三丁目1454番15ほか
小山台遺跡公園	〃 小山一丁目367番1ほか
神山堂阪公園	〃 神宝町二丁目360番8ほか
下里本邑遺跡公園	〃 野火止三丁目310番1ほか
下谷公園	〃 大門町二丁目21番ほか
八幡南公園	〃 八幡町三丁目807番12ほか
南町公園	〃 南町三丁目1856番1
北原公園	〃 柳窪五丁目6番3
向山緑地公園	〃 南沢三丁目243番1ほか
小山れんげ公園	〃 小山二丁目139番ほか
西口中央公園	〃 本町一丁目101番1
西口北公園	〃 本町三丁目101番1
稲荷塚公園	〃 新川町一丁目401番
東口中央公園	〃 新川町一丁目614番
東口南公園	〃 新川町一丁目613番
しもさとふれあい公園	〃 下里一丁目295番1ほか
たての緑地	〃 学園町二丁目25番5ほか
南沢水辺公園	〃 南沢三丁目994番1ほか
落合川水生公園	〃 中央町一丁目1041番ほか

ともだち公園	〃	ひばりが丘団地49番26
ひばりが丘団地南公園	〃	ひばりが丘団地49番125
ひばりが丘東けやき公園	〃	ひばりが丘団地49番191
上の原北公園	〃	上の原一丁目333番32
上の原東公園	〃	上の原二丁目333番5ほか
浅間第1緑地	〃	浅間町二丁目470番20
南沢第1緑地	〃	南沢四丁目98番2
中央第1緑地	〃	中央町三丁目1539番17ほか
前沢第1緑地	〃	前沢三丁目1159番13ほか
八幡第1緑地	〃	八幡町三丁目565番3ほか
下里第1緑地	〃	下里三丁目3201番8
下里第2緑地	〃	下里五丁目485番7
滝山第1緑地	〃	滝山四丁目10番7
滝山第2緑地	〃	滝山五丁目4番37
柳窪第1緑地	〃	柳窪二丁目115番4ほか
弥生第1緑地	〃	弥生一丁目270番7
幸第1緑地	〃	幸町一丁目797番15
柳窪第2緑地	〃	柳窪二丁目78番2
南沢第2緑地	〃	南沢二丁目285番5ほか
柳窪第3緑地	〃	柳窪四丁目497番4
八幡第2緑地	〃	八幡町三丁目621番19ほか
柳窪第4緑地	〃	柳窪二丁目196番11
大門第1緑地	〃	大門町二丁目166番3
前沢第2緑地	〃	前沢一丁目937番3ほか
下里第3緑地	〃	下里二丁目1198番25
下里第4緑地	〃	下里五丁目615番7ほか
八幡第3緑地	〃	八幡町二丁目163番12ほか
浅間第2緑地	〃	浅間町一丁目535番37
学園第1緑地	〃	学園町一丁目450番8
本町第1緑地	〃	本町二丁目56番5
南町第1緑地	〃	南町三丁目1059番9
弥生第2緑地	〃	弥生一丁目284番7ほか
小山第1緑地	〃	小山四丁目1101番16ほか
南町第2緑地	〃	南町一丁目1520番36ほか
下里第5緑地	〃	下里二丁目1043番9ほか
中央第2緑地	〃	中央町五丁目450番18ほか

小山第2緑地	〃	小山五丁目1177番2ほか
中央第3緑地	〃	中央町三丁目1571番2
大門第2緑地	〃	大門町二丁目166番12ほか
八幡第4緑地	〃	八幡町一丁目1096番4
弥生第3緑地	〃	弥生一丁目269番3
神宝第1緑地	〃	神宝町二丁目101番7ほか
中央第4緑地	〃	中央町一丁目1111番6ほか
中央第5緑地	〃	中央町四丁目1718番102ほか
下里第6緑地	〃	下里二丁目876番23ほか
八幡第5緑地	〃	八幡町一丁目1216番3
中央第6緑地	〃	中央町三丁目1453番18ほか
弥生第4緑地	〃	弥生一丁目287番18ほか
幸第2緑地	〃	幸町三丁目657番23ほか
八幡第6緑地	〃	八幡町二丁目287番23ほか
南町第3緑地	〃	南町一丁目1544番4ほか
浅間第3緑地	〃	浅間町一丁目525番20ほか
南沢第4緑地	〃	南沢四丁目106番29ほか
南沢第5緑地	〃	南沢三丁目179番19
小山第3緑地	〃	小山三丁目444番6
小山第4緑地	〃	小山五丁目1164番32ほか
南町第4緑地	〃	南町一丁目29番28ほか
小山第5緑地	〃	小山三丁目531番3ほか
八幡第7緑地	〃	八幡町二丁目598番4
南町第5緑地	〃	南町一丁目16番10ほか
南町第6緑地	〃	南町一丁目16番173ほか
南町第7緑地	〃	南町一丁目16番184ほか
中央第7緑地	〃	中央町五丁目1521番9ほか
中央第8緑地	〃	中央町五丁目1527番6ほか
前沢第3緑地	〃	前沢三丁目1143番10
下里第7緑地	〃	下里六丁目1511番9
小山第6緑地	〃	小山五丁目1194番3ほか
学園第2緑地	〃	学園町一丁目446番9
南沢第6緑地	〃	南沢一丁目544番5
南町第8緑地	〃	南町一丁目1515番19ほか
下里第8緑地	〃	下里二丁目1013番42ほか
南沢第7緑地	〃	南沢五丁目1705番10

金山第1緑地	〃	金山町二丁目758番22ほか
金山第2緑地	〃	金山町二丁目741番5
小山第7緑地	〃	小山三丁目601番23ほか
南沢第8緑地	〃	南沢五丁目1705番12
中央第9緑地	〃	中央町三丁目1574番23
南町第9緑地	〃	南町四丁目1673番34ほか
小山第8緑地	〃	小山三丁目597番15ほか
南沢第9緑地	〃	南沢三丁目256番10ほか
下里第9緑地	〃	下里六丁目1512番21ほか
柳窪第5緑地	〃	柳窪一丁目675番43ほか
中央第10緑地	〃	中央町五丁目1503番8ほか
南町第10緑地	〃	南町三丁目143番25ほか
前沢第4緑地	〃	前沢三丁目1172番54ほか
南沢第10緑地	〃	南沢一丁目892番4ほか
中央第11緑地	〃	中央町五丁目1522番12ほか
本町第2緑地	〃	本町四丁目686番35ほか
下里第10緑地	〃	下里五丁目496番37ほか
浅間第4緑地	〃	浅間町二丁目495番5ほか
中央第12緑地	〃	中央町四丁目1735番85ほか
南町第11緑地	〃	南町三丁目1856番5ほか
南沢第13緑地	〃	南沢五丁目1800番28
南沢第11緑地	〃	南沢五丁目1743番19
南沢第12緑地	〃	南沢五丁目1743番21
下里第11緑地	〃	下里二丁目856番2ほか
小山第9緑地	〃	小山四丁目1157番3ほか
前沢第5緑地	〃	前沢三丁目1120番108ほか
中央第13緑地	〃	中央町三丁目1424番29
中央第14緑地	〃	中央町三丁目1476番2
南町第12緑地	〃	南町一丁目1489番1
南町第13緑地	〃	南町四丁目1683番8ほか
南町第14緑地	〃	南町一丁目1539番4
南町第15緑地	〃	南町三丁目1854番8
南町第16緑地	〃	南町三丁目1852番5
下里第12緑地	〃	下里五丁目558番8
中央第15緑地	〃	中央町四丁目1644番9
弥生第5緑地	〃	弥生一丁目287番4

南沢第1 4 緑地	〃	南沢四丁目 1 7 3 8 番 6
幸第3 緑地	〃	幸町四丁目 4 1 番 3 ほか
本町第3 緑地	〃	本町四丁目 7 0 6 番 7
小山第1 0 緑地	〃	小山四丁目 1 1 0 6 番 1 8
前沢第6 緑地	〃	前沢一丁目 9 6 8 番 8
氷川台第1 緑地	〃	氷川台二丁目 4 1 9 番 7
南沢第1 5 緑地	〃	南沢四丁目 1 7 1 3 番 7 2
前沢第7 緑地	〃	前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1

別表第2 (第2条関係)

都市公園以外の公園

公園の名称	位置
かなやま第二広場	東久留米市金山町二丁目 7 4 0 番 1 ほか
不動橋広場	〃 新川町一丁目 1 2 7 番 1 ほか
しんかわ第二広場	〃 新川町二丁目 2 7 3 番 3 ほか
せんげん第二広場	〃 浅間町三丁目 4 0 6 番 2 の一部
せんげん第四広場	〃 浅間町三丁目 3 9 9 番 3 ほか
せんげん第五広場	〃 浅間町一丁目 4 5 9 番 1
せんげん第六広場	〃 浅間町一丁目 5 0 5 番 2 6
せんげん第七広場	〃 浅間町二丁目 4 6 0 番 1 の一部
せんげん第八広場	〃 浅間町三丁目 3 8 6 番 1 ほか
ほんちょう広場	〃 本町二丁目 7 3 番 の一部
ほんちょう第二広場	〃 本町三丁目 2 番 6
落合川広場	〃 中央町一丁目及び二丁目地内
ちゅうおう広場	〃 中央町一丁目 1 1 5 2 番 1
みなみさわ第三広場	〃 南沢四丁目 1 6 3 番 5
こやま第三広場	〃 小山一丁目 3 6 4 番 2 ほか
しもだ広場	〃 小山一丁目地内
さいわい第一広場	〃 幸町五丁目 1 5 9 番 1 ほか
さいわい第三広場	〃 幸町二丁目 9 3 4 番 1
さいわい第四広場	〃 幸町四丁目 1 6 番 6 ほか
しあわせ広場	〃 幸町一丁目 6 9 6 番 1
のびどめ第三広場	〃 野火止三丁目 4 2 9 番 3
はちまん第一広場	〃 八幡町一丁目 1 1 5 0 番 1
出水川広場	〃 下里七丁目 4 1 8 番 1 の一部ほか
やなぎくぼ広場	〃 柳窪一丁目 6 6 9 番 1 ほか

小山台遊園	〃	氷川台二丁目 3 8 2 番 1 2 7
浅間遊園	〃	浅間町二丁目 3 1 0 番 6
弥生台遊園	〃	弥生一丁目 2 3 5 番 1 2
野火止遊園	〃	野火止二丁目 1 4 6 5 番 2
金山森の広場	〃	金山町一丁目 8 7 0 番ほか
南町森の広場	〃	南町三丁目 1 8 5 3 番 1 ほか
前沢森の広場	〃	前沢三丁目 1 1 5 2 番ほか
柳窪森の広場	〃	柳窪二丁目 3 3 9 番 1
柳窪けやき森の広場	〃	柳窪五丁目 5 5 7 番 1 ほか
学園樹林地	〃	学園町一丁目 1 7 番 5 ほか
南沢樹林地	〃	南沢三丁目 1 8 2 番 1
下里樹林地	〃	下里六丁目 1 5 1 2 番 1 5 ほか
柳窪樹林地	〃	柳窪五丁目 5 6 4 番 2
柳窪第二樹林地	〃	柳窪四丁目 4 3 3 番ほか
柳窪第三樹林地	〃	柳窪四丁目 4 2 5 番 4 ほか

別表第 3 (第 2 条関係)

有料施設

公園の名称	有料施設の種類
白山公園	野球場
滝山公園	野球場
	庭球場
	野外訓練施設
神山堂阪公園	庭球場

別表第 4 (第 1 2 条—第 1 5 条、第 1 9 条関係)

(1) 第 1 2 条の公園施設の設置又は管理について許可を受けた者が納入する使用料

種別	単位	金額
土地	1 平方メートルにつき 1 月	3 5 円

(2) 第 1 3 条の市立公園の占用について許可を受けた者が納入する占用料

種別	単位	金額
電柱	本柱、支柱又は支線 1 本 1 月につき	3 4 円
標識	1 本 1 月につき	2 5 円

水道管	外径1メートル未満のもの		1メートル 1月につき	12円
下水道管				
ガス管	外径1メートル以上のもの		1メートル 1月につき	25円
電線	電線		1メートル 1月につき	5円
	地下電線	外径1メートル未満のもの	1メートル 1月につき	5円
		外径1メートル以上のもの	1メートル 1月につき	12円
鉄塔			1箇所 1月につき	25円
変圧塔、マンホールの種類			1箇所 1月につき	80円
郵便差出箱			1箇所 1月につき	30円
公衆電話所			1箇所 1月につき	30円
地下の占有物件	地上露出部分		1平方メートル 1月につき	25円
	地下部分		1平方メートル 1月につき	12円
高架の占有物件			1平方メートル 1月につき	12円
天体、気象又は土地の観測施設			1平方メートル 1月につき	25円
その他の占有			1平方メートル 1日につき	8円

(3) 第14条の市立公園の使用について許可を受けた者が納入する使用料

種別	単位	金額
競技会、集会又は展示会に類する催し	1平方メートル 1日につき	3円
業として行う常時の写真撮影	撮影機1台につき	2,000円
業として行う臨時の写真撮影	1時間につき	1,000円

ロケーション	1時間につき	3,000円
その他の使用	1平方メートル 1日につき	8円

(4) 第15条の有料施設の使用について許可を受けた者が納入する使用料

公園の名称	有料施設の種類	使用料	
白山公園	野球場	1時間につき	600円
滝山公園	野球場	1時間につき	600円
	庭球場	1時間につき(1面)	400円
	野外訓練施設	1時間につき	100円
神山堂阪公園	庭球場	1時間につき(1面)	400円

備考

- 1 使用等の期間が1月に満たない端数があるときは日割りをもって計算し、1日に満たない端数は1日とみなす。
- 2 使用の時間が1時間に満たない端数は、1時間とみなす。
- 3 長さが1メートルに満たない端数は、1メートルとみなす。
- 4 面積が1平方メートルに満たない端数は、1平方メートルとみなす。

(提案理由)

東久留米市内にある公園の設置、管理等を一元管理し、指定管理者制度や公募設置管理制度に関する規定を整備するため、東久留米市立児童遊園条例(昭和49年東久留米市条例第14号)及び東久留米市都市公園条例(昭和54年東久留米市条例第24号)を廃止し、新たに東久留米市立公園条例を制定する。

議案第 2 1 号

令和 7 年度 東久留米市 一般会計 補正 予算

令和7年度東久留米市一般会計補正予算（第14号）

令和7年度東久留米市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ708,866千円を減額し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,973,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市税		千円 18,031,991	千円 175,117	千円 18,207,108
	1 市民税	8,832,357	175,117	9,007,474
10 地方交付税		4,673,231	633,883	5,307,114
	1 地方交付税	4,673,231	633,883	5,307,114
14 国庫支出金		13,064,369	△129,269	12,935,100
	1 国庫負担金	9,482,614	43,769	9,526,383
	2 国庫補助金	3,544,717	△173,038	3,371,679
15 都支出金		9,470,765	36,013	9,506,778
	1 都負担金	3,183,938	5,660	3,189,598
	2 都補助金	5,763,306	30,193	5,793,499
	3 委託金	523,521	160	523,681
16 財産収入		38,763	8,514	47,277
	2 財産売払収入	21,600	8,514	30,114
17 寄附金		282,094	22,600	304,694
	1 寄附金	282,094	22,600	304,694
18 繰入金		3,425,318	△1,375,712	2,049,606
	1 基金繰入金	3,413,878	△1,375,712	2,038,166
20 諸収入		355,384	4,988	360,372
	5 雑入	280,282	4,988	285,270

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市債		千円 1,587,000	千円 △85,000	千円 1,502,000
	1 市債	1,587,000	△85,000	1,502,000
歳入	合計	56,681,925	△708,866	55,973,059

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 7,654,888	千円 △336,196	千円 7,318,692
	1 総務管理費	6,170,680	△304,474	5,866,206
	3 戸籍住民基本台帳費	466,150	△24,492	441,658
	4 選挙費	299,579	△7,230	292,349
3 民生費		29,427,582	65,160	29,492,742
	1 社会福祉費	11,460,088	23,660	11,483,748
	2 児童福祉費	13,460,569	36,741	13,497,310
	3 生活保護費	4,506,825	4,759	4,511,584
4 衛生費		3,551,610	1,636	3,553,246
	1 保健衛生費	1,482,565	1,636	1,484,201
5 労働費		7,159	△3,163	3,996
	1 労働諸費	7,159	△3,163	3,996
6 農林業費		95,268	0	95,268
	1 農業費	95,268	0	95,268
7 商工費		329,340	△21,888	307,452
	1 商工費	329,340	△21,888	307,452
8 土木費		4,364,356	△276,431	4,087,925
	1 土木管理費	224,133	△8,251	215,882
	2 道路橋梁費	1,028,345	△36,122	992,223

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	千円 2,345,626	千円 △232,058	千円 2,113,568
10 教育費		6,940,222	△137,984	6,802,238
	1 教育総務費	700,751	△11,303	689,448
	2 小学校費	3,798,059	△115,374	3,682,685
	3 中学校費	1,360,069	△34,879	1,325,190
	4 社会教育費	734,706	△5,119	729,587
	5 保健体育費	346,637	28,691	375,328
歳	出	合	計	
		56,681,925	△708,866	55,973,059

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁内業務系システム改修事業	10,912
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	法改正に伴う戸籍情報システム等改修事業	5,016
3 民生費	3 生活保護費	生活保護業務デジタル化推進事業	4,759
8 土木費	1 土木管理費	木造住宅耐震助成事業	963
8 土木費	4 都市計画費	東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備事業	94,264
10 教育費	3 中学校費	久留米中学校南校舎棟東側トイレ改修事業	99,946

第3表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部地域センター冷温水発生機更新等事業	160,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府、東京都、その他金融機関については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。	115,300	同左	同左	同左
東部地域センターエレベーター更新事業	26,100				23,900			
市道整備事業	275,300				237,200			

令和7年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	18,031,991	175,117	18,207,108
10 地方交付税	4,673,231	633,883	5,307,114
14 国庫支出金	13,064,369	△129,269	12,935,100
15 都支出金	9,470,765	36,013	9,506,778
16 財産収入	38,763	8,514	47,277
17 寄附金	282,094	22,600	304,694
18 繰入金	3,425,318	△1,375,712	2,049,606
20 諸収入	355,384	4,988	360,372
21 市債	1,587,000	△85,000	1,502,000
歳 入 合 計	56,681,925	△708,866	55,973,059

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	7,654,888	△336,196	7,318,692
3 民生費	29,427,582	65,160	29,492,742
4 衛生費	3,551,610	1,636	3,553,246
5 労働費	7,159	△3,163	3,996
6 農林業費	95,268	0	95,268
7 商工費	329,340	△21,888	307,452
8 土木費	4,364,356	△276,431	4,087,925
10 教育費	6,940,222	△137,984	6,802,238
歳 出 合 計	56,681,925	△708,866	55,973,059

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
△29,226	△1,662	△46,900	0	△258,408
59,440	△26,873	0	300	32,293
0	0	0	△475	2,111
0	0	0	0	△3,163
0	0	0	4,383	△4,383
△10,856	71	0	0	△11,103
△148,627	△39,185	△38,100	△3,305	△47,214
0	81,637	0	△74,798	△144,823
△129,269	13,988	△85,000	△73,895	△434,690

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 個人	8,278,782	175,117	8,453,899
計	8,832,357	175,117	9,007,474

1 0 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	4,673,231	633,883	5,307,114
計	4,673,231	633,883	5,307,114

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費負担金	9,411,777	43,769	9,455,546
計	9,482,614	43,769	9,526,383

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

1 総務費補助金	2,264,593	△49,687	2,214,906
2 民生費補助金	796,765	25,276	822,041

節		説	明
区 分	金 額		
1 現年課税分	千円 175,117	現年課税分	千円 175,117

1 地方交付税	633,883	普通交付税	633,883

1 社会福祉費負担金	△1,159	国民健康保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 産前産後保険税負担金	△1,185 △11 37
2 児童福祉費負担金	44,928	保育運営費負担金（私立） 子育てのための施設等利用給付交付金	45,816 △888

1 戸籍住民基本台帳費補助金	△18,551	個人番号カード交付事務費補助金	△18,551
2 総務管理費補助金	△31,136	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 デジタル基盤改革支援補助金	△18 △167,433 136,315
1 社会福祉費補助金	16,094	障害者総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援事業費補助金	8,834 7,260

1 款 市税 ～ 1 4 款 国庫支出金

1 4 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 土木費補助金	409,631	△148,627	261,004
計	3,544,717	△173,038	3,371,679

1 5 款 都支出金
1 項 都負担金

1 民生費負担金	3,183,188	5,660	3,188,848
計	3,183,938	5,660	3,189,598

1 5 款 都支出金
2 項 都補助金

1 総務費補助金	1,887,485	85,077	1,972,562
2 民生費補助金	2,639,802	△5,647	2,634,155

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	△1,426 千円	母子家庭等対策総合支援事業費補助金 子ども・子育て支援交付金 出産・子育て応援交付金 自治体こども計画策定支援事業補助金 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	千円 2,832 4,805 △6,668 △100 △2,295
3 生活保護費補助金	10,608	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 生活保護業務デジタル化推進事業補助金	3,080 7,528
1 土木管理費補助金	△3,377	地域防災拠点建築物整備緊急促進事業補助金	△3,377
3 都市計画費補助金	△145,250	無電柱化推進計画事業補助金	△145,250

1 社会福祉費負担金	△16,804	国民健康保険基盤安定負担金 後期高齢者医療保険基盤安定負担金 未就学児均等割保険税負担金 産前産後保険税負担金	△9,846 △6,594 △5 △359
2 児童福祉費負担金	22,464	保育運営費負担金（私立） 子育てのための施設等利用給付交付金	22,908 △444

2 市町村総合交付金	85,077	市町村総合交付金（まちづくり振興対策） 市町村総合交付金（政策連携枠）	66,640 18,437
1 社会福祉費補助金	△1,060	区市町村介護人材対策事業費補助金	△1,060

1 5 款 都支出金

2 項 都補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
5 商工費補助金	5,328	71	5,399
6 土木費補助金	664,259	△40,615	623,644
7 教育費補助金	479,020	△8,693	470,327
計	5,763,306	30,193	5,793,499

1 5 款 都支出金

3 項 委託金

2 民生費委託金	8,177	160	8,337
計	523,521	160	523,681

節		説 明	千円
区 分	金 額		
2 児童福祉費補助金	△4,587	保育士等キャリアアップ補助金 244 子ども・子育て支援交付金 △8,943 ファミリー・アテンダント事業補助金 △5,000 とうきょうママパパ応援事業補助金 △2,468 子供食堂推進事業補助金 △2,225 出産・子育て応援交付金 △8,332 子ども家庭支援区市町村包括補助事業補助金（繰越事業分） 22,025 地域における青少年健全育成応援事業補助金 112	
1 商工費補助金	71	東京都消費者行政強化交付金	71
1 道路橋梁費補助金	34,261	市道改修工事補助金（土木補助） 33,950 自転車安全利用促進事業に対する区市町村補助金 311	
2 都市計画費補助金	△72,625	市道改修工事補助金（土木補助）	△72,625
3 土木管理費補助金	△2,251	東京都緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金	△2,251
1 教育総務費補助金	△10,820	学校マネジメント強化事業補助金 △9,338 エデュケーション・アシスタント配置支援事業補助金 △4,027 東京都公立小・中学校インクルーシブ教育支援員配置補助事業補助金 2,545	
5 中学校費補助金	2,127	東京都公立学校給食費負担軽減事業補助金	2,127

2 児童福祉費委託金	160	児童福祉施設設置届け出等の経由事務に係る事務費交付金	160

16款 財産収入

2項 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 物品売払収入	0	8,514	8,514
計	21,600	8,514	30,114

17款 寄附金

1項 寄附金

1 一般寄附金	242,000	22,600	264,600
計	282,094	22,600	304,694

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	2,903,695	△1,295,952	1,607,743
2 公共施設等整備基金繰入金	378,399	△77,098	301,301
5 自転車等駐車場整備基金繰入金	41,799	△2,662	39,137
計	3,413,878	△1,375,712	2,038,166

20款 諸収入

5項 雑入

4 雑入	262,288	4,988	267,276
計	280,282	4,988	285,270

節		説	明
区 分	金 額		
1 物品売払代金	千円 8,514	不要物品売払代金	千円 8,514

1 一般寄附金	22,600	ふるさと納税寄附金 企業版ふるさと納税寄附金	20,000 2,600

1 財政調整基金 繰入金	△1,295,952	財政調整基金繰入金	△1,295,952
1 公共施設等整 備基金繰入金	△77,098	公共施設等整備基金繰入金	△77,098
1 自転車等駐車 場整備基金繰 入金	△2,662	自転車等駐車場整備基金繰入金	△2,662

4 利用者等徴収 金	4,383	市民農園耕作料	4,383
5 雑入	605	駅西口昇降施設広告料 フィルムコミッション事業に係る施設使用料等収入 環境政策加速化事業補助金	△643 1,723 △475

16款 財産収入 ～ 20款 諸収入

2 1 款 市債

1 項 市債

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務債	千円 213,000	千円 △46,900	千円 166,100
2 土木債	299,000	△38,100	260,900
計	1,587,000	△85,000	1,502,000

節		説	明
区 分	金 額		
1 南部地域センター冷温水発生機更新等事業債	千円 △44,700	南部地域センター冷温水発生機更新等事業債	千円 △44,700
2 東部地域センターエレベーター更新事業債	△2,200	東部地域センターエレベーター更新事業債	△2,200
1 市道整備事業債	△38,100	道路整備事業債	△38,100

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	2,293,229	△159,122	2,134,107	△167,433				8,311
								41,305
				△167,433				△32,994
3 広報広聴費	46,332	△1,548	44,784					△1,548
								△1,548
5 財産管理費	462,749	2,320	465,069					2,320
								2,320
7 会計管理費	46,032	0	46,032	9,064				△9,064
				9,064				△9,064
9 行政管理費	1,673,567	△201,576	1,471,991	147,508	△1,020			△348,064
								△247

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	41,305	<u>1 職員人件費（職員課）</u> 41,305 職員手当等 41,305 <u>10 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業（総務課）</u> △200,427 需用費 △47 消耗品費 △45 コピー費 △2 役務費 △974 通信運搬費 △974 委託料 △8,296 通知書作成等委託 △566 定額減税補足給付金（不足額給付）給付事務委託 △7,730 使用料及び賃借料 △1,460 システム使用料 △1,320 機械器具借り上げ料 △140 負担金、補助及び交付金 △189,650 定額減税補足給付金（不足額給付） △189,650	
10 需用費	△47		
11 役務費	△974		
12 委託料	△8,296		
13 使用料及び賃借料	△1,460		
18 負担金、補助及び交付金	△189,650		
10 需用費	△1,548		<u>2 広報発行事務（秘書広報課）</u> △1,548 需用費 △1,548 広報紙印刷製本費 △1,548
12 委託料	2,320		<u>1 一般管理事務費（管財課）</u> 2,320 委託料 2,320 ふるさと納税代行業務委託 2,320
			<u>1 会計管理事務</u> 財源更正
10 需用費	△541		<u>1 一般管理事務費（行政経営課）</u> △247 需用費 △221 消耗品費 △220 コピー費 △1 役務費 △26 通信運搬費 △26
11 役務費	△466		
12 委託料	△104,551		
13 使用料及び賃借料	△96,018		

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
				123,968	△1,020			△242,023
								△5,426
				23,540				△100,368
11 研修福利費	286,889	0	286,889		△642			642
					△642			642
13 防災対策費	70,670	△3,993	66,677					△3,993
								△1,884
								△1,629

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		<u>3 庁内業務系システム運用保守事務（行政経営課）</u>	△119,075
		需用費	△320
		消耗品費	△320
		役務費	△440
		諸手数料	△440
		委託料	△27,000
		システム修正等委託	△24,000
		データエントリー処理委託	△1,000
		システム運用支援委託	△2,000
		使用料及び賃借料	△91,315
		システム使用料	△91,315
		<u>4 庁内情報系システム運用保守事務（行政経営課）</u>	△5,426
		委託料	△1,551
		情報系システム用機器保守委託	△1,551
		使用料及び賃借料	△3,875
		電子計算機借り上げ料	△2,574
		システム使用料	△1,301
		<u>5 DX推進事業（行政経営課）</u>	△76,828
		委託料	△76,000
		システム修正等委託	△76,000
		使用料及び賃借料	△828
		A I・R P A使用料	△828
		<u>7 会計年度任用職員社会保険料等事務</u>	
		財源更正	
12 委託料	△644	<u>3 防災訓練事業（防災防犯課）</u>	△1,884
13 使用料及び賃借料	△476	委託料	△644
		防災訓練会場設営委託	△644
14 工事請負費	△1,263	使用料及び賃借料	△476
		自動車借り上げ料	△476
17 備品購入費	△1,130	工事請負費	△764
		防災訓練会場原状復旧工事	△522
18 負担金、補助及び交付金	△480	防災訓練会場仮設電気架空線工事	△242
		<u>4 防災行政無線網管理事業（防災防犯課）</u>	△1,629
		工事請負費	△499
		防災行政無線設置等工事	△499
		備品購入費	△1,130
		防災行政無線機購入費	△1,130

2 款 総務費

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
								△480
15 コミュニティ振興費	448,803	△46,912	401,891			△46,900 △46,900		△12 △12
17 諸費	272,683	14,841	287,524					14,841 14,841
19 減債基金費	334	91,516	91,850					91,516 91,516
計	6,170,680	△304,474	5,866,206	△10,861	△1,662	△46,900	0	△245,051

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	465,689	△24,492	441,197	△18,365 △2,570				△6,127 0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>8 自主防災組織育成事業（防災防犯課）</u> △480 負担金、補助及び交付金 △480 自主防災組織育成補助金 △480
14 工事請負費	△46,912	<u>6 地域センター管理事業（生活文化課）</u> △46,912 工事請負費 △46,912 南部地域センター冷温水発生機更新工事 △20,562 南部地域センター屋根防水改修工事 △24,121 東部地域センターエレベーター更新工事 △2,229
22 償還金、利子及び割引料	14,841	<u>1 過年度過誤納償還金</u> 14,841 (健康課) 1,531 償還金、利子及び割引料 1,531 国庫支出金過年度返還金 1,531 (保険年金課) 5,280 償還金、利子及び割引料 5,280 国庫支出金過年度返還金 5,280 (道路計画課) 8,030 償還金、利子及び割引料 8,030 都支出金過年度返還金 8,030
24 積立金	91,516	<u>1 減債基金積立金（財政課）</u> 91,516 積立金 91,516 基金積立金 91,516

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	△4,228	<u>3 戸籍事務（市民課）</u> △2,570 役務費 △3,275 通信運搬費 △3,275
12 委託料	△20,264	

2 款 総務費

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
								△2,418
				△18,551				0
				2,756				△3,709
計	466,150	△24,492	441,658	△18,365	0	0	0	△6,127

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
6 東久留米市長選挙費	48,446	△4,642	43,804					△4,642
								△4,642
7 東久留米市議会議員補欠選挙費	12,111	△2,588	9,523					△2,588
								△2,588

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		委託料 705
		戸籍振り仮名届出事務委託 △1,143
		旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係る戸籍附票システム改修業務委託 1,848
		<u>4 住民基本台帳事務（市民課）</u> △2,418
		委託料 △2,418
		市民課窓口関連業務委託 △2,418
		<u>6 個人番号カード関連事務（市民課）</u> △18,551
		委託料 △18,551
		個人番号カード関連業務委託 △18,551
		<u>8 窓口デジタル化事業（市民課）</u> △953
		役務費 △953
		RPA使用ライセンス手数料 △953

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	△1,360	<u>1 東久留米市長選挙執行事業</u> △4,642 (選挙管理委員会事務局) △4,642
12 委託料	△1,696	
18 負担金、補助及び交付金	△1,586	役務費 △1,360
		通信運搬費 △1,360
		委託料 △1,696
		入場整理券作成封入封緘等業務委託 △1,696
		負担金、補助及び交付金 △1,586
		選挙運動用公費負担金 △1,586
11 役務費	△510	<u>1 東久留米市議会議員補欠選挙執行事業（選挙管理委員会事務局）</u> △2,588
18 負担金、補助及び交付金	△2,078	
		役務費 △510
		通信運搬費 △510
		負担金、補助及び交付金 △2,078
		選挙運動用公費負担金 △2,078

2 款 総務費

2 款 総務費

4 項 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
計	299,579	△7,230	292,349	0	0	0	0	△7,230

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 老人福祉費	208,000	△1,413	206,587	7,946	△1,060			△8,299
					△1,060			△353
				7,946				△7,946
3 心身障害者福祉費	5,429,029	0	5,429,029	2,910				△2,910
				2,910				△2,910
6 国民健康保険事業費	1,351,551	40,140	1,391,691	△1,159	△10,210		300	51,209
				△1,159	△10,210			△3,285
							300	54,494
7 後期高齢者医療事業費	1,956,004	△15,067	1,940,937		△6,594			△8,473
					△6,594			△2,198
								△6,275
8 介護保険事業費	1,958,055	0	1,958,055	2,673				△2,673
				2,673				△2,673
計	11,460,088	23,660	11,483,748	12,370	△17,864	0	300	28,854

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△1,413	<u>21 介護人材育成研修事業（介護福祉課）</u> △1,413 委託料 △1,413 介護人材育成研修事業委託 △1,413 <u>24 物価高騰対応介護サービス等事業者支援事業</u> 財源更正
		<u>20 物価高騰対応障害福祉サービス等事業者支援事業</u> 財源更正
27 繰出金	40,140	<u>1 国民健康保険特別会計保険基盤安定繰出金（財政課）</u> △14,654 繰出金 △14,654 特別会計繰出金 △14,654 <u>2 国民健康保険特別会計繰出金（財政課）</u> 54,794 繰出金 54,794 特別会計繰出金 54,794
27 繰出金	△15,067	<u>1 後期高齢者医療特別会計保険基盤安定繰出金（財政課）</u> △8,792 繰出金 △8,792 特別会計繰出金 △8,792 <u>2 後期高齢者医療特別会計繰出金（財政課）</u> △6,275 繰出金 △6,275 特別会計繰出金 △6,275
		<u>1 介護保険特別会計繰出金</u> 財源更正

2 款 総務費 ～ 3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 児童福祉総務費	6,972,088	△31,555	6,940,533	△2,278	△25,632			△3,645
					160			△160
					244			0
				△1,848	△924			△924
				5,801	△9,667			5,319
								△131
					112			△112
				△2,295				△4,632
				2,832	△2,225			△607
					△5,000			0
				△6,668	△3,332			0
					△5,000			0
				△100				△2,398

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	△2,140	
3 職員手当等	△1,475	<u>1 職員人件費</u> 財源更正
12 委 託 料	△25,941	<u>5 認定こども園・幼稚園運営支援事業（子育て支援課）</u> 244 負担金、補助及び交付金 244
18 負担金、補助 及び交付金	△223	保育士等キャリアアップ補助金 244
19 扶 助 費	△1,776	<u>9 幼稚園保護者助成事業（子育て支援課）</u> △3,696 扶助費 △3,696 私立幼稚園等利用給付費 △3,696
		<u>14 一時預かり事業（子育て支援課）</u> 1,453 負担金、補助及び交付金 △467 幼稚園型一時預かり事業補助金 △467 扶助費 1,920 預かり保育事業利用給付費 1,920
		<u>18 東久留米市青少年問題協議会運営事業（児童青少年課）</u> △131 報酬 △131 青少年問題協議会委員報酬 △131
		<u>19 中学校地区青少年健全育成協議会支援事業</u> 財源更正
		<u>20 こども・子育て相談支援事業（こども家庭センター）</u> △6,927 報酬 △2,009 会計年度任用職員（専門職）報酬 △2,009 職員手当等 △1,475 委託料 △3,443 ヤングケアラー実態把握のためのアンケート調査委託 △3,443
		<u>29 こども食堂事業</u> 財源更正
		<u>30 ファミリー・アテンダント事業（こども家庭センター）</u> △5,000 委託料 △5,000 ファミリー・アテンダント業務委託 △5,000
		<u>32 出産・子育て応援交付金事業（こども家庭センター）</u> △10,000 委託料 △10,000 出産・子育て応援交付金事業委託 △10,000
		<u>33 出産・子育て応援品配布事業（こども家庭センター）</u> △5,000 委託料 △5,000 バースデーサポート事業委託 △5,000
		<u>34 こども計画策定事業（こども家庭センター）</u> △2,498 委託料 △2,498 こども計画策定支援委託 △2,498

3 款 民生費

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保育運営費	4,090,612	103,193	4,193,805	45,816	22,908			34,469
				45,816	22,908			34,469
3 保育園費	1,141,617	△3,364	1,138,253		△2,876			△488
					△2,876			△488
4 学童保育費	746,960	△30,856	716,104	△36	△3,409			△27,411
					△1,045			△55
				△36	△2,364			△27,356
6 児童館費	187,548	△45	187,503					△45
								△45
7 児童遊園費	76,733	△632	76,101					△632
								△632
計	13,460,569	36,741	13,497,310	43,502	△9,009	0	0	2,248

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	103,193	<u>1 私立保育園運営支援事業（子育て支援課）</u> 103,193 委託料 103,193 保育運営費（管内） 90,411 保育運営費（管外） 12,782
17 備品購入費	△3,364	<u>2 公立保育園運営事業（子育て支援課）</u> △3,364 備品購入費 △3,364 保育用備品購入費 △3,364
1 報酬	△17,198	<u>1 一般管理事務費（児童青少年課）</u> △1,100 委託料 △1,100 学童保育システム再構築委託 △1,100 <u>2 学童保育所管理運営事業（児童青少年課）</u> △29,756 報酬 △17,198 放課後児童支援員報酬 △14,367 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬 △2,831 職員手当等 △10,050 委託料 △1,300 第三者評価業務委託 △1,300 工事請負費 △1,208 （仮称）小山第一・第二学童保育所外構等整備工事 △1,208
3 職員手当等	△10,050	
12 委託料	△2,400	
14 工事請負費	△1,208	
10 需用費	△45	<u>1 児童館管理運営事業（児童青少年課）</u> △45 需用費 △45 印刷製本費 △45
13 使用料及び賃借料	△632	<u>1 子供の広場維持管理事業（環境政策課）</u> △632 使用料及び賃借料 △632 土地借り上げ料 △632

3 款 民生費

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 生活保護費	202,683	4,759	207,442	3,568				1,191
				3,568				1,191
計	4,506,825	4,759	4,511,584	3,568	0	0	0	1,191

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 保健衛生総務費	658,593	402	658,995					402
								402
3 母子保健健康診査費	136,345	2,184	138,529					2,184
								2,184
4 環境衛生費	119,241	△950	118,291				△475	△475
							△475	△475
計	1,482,565	1,636	1,484,201	0	0	0	△475	2,111

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 勤労者福祉対策費	7,159	△3,163	3,996					△3,163

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
17 備品購入費	4,759	<u>2 一般管理事務費（福祉総務課）</u> 4,759 備品購入費 4,759 電子決裁・文書管理システム及び訪問支援サービス機器 購入費 4,759

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	402	<u>17 母子健康手帳交付事業（健康課）</u> 402 委託料 402 育児パッケージ配付業務委託 402
12 委託料	2,184	<u>2 母子委託健診事業（健康課）</u> 2,184 委託料 2,184 妊婦・乳児健康診査等委託 2,184
12 委託料	△950	<u>4 樹林地等管理事業（環境政策課）</u> △950 委託料 △950 樹林地等樹木剪定委託 △950

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	△3,163	

3 款 民生費 ～ 5 款 労働費

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
								△3,163
計	7,159	△3,163	3,996	0	0	0	0	△3,163

6 款 農林業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 農業総務費	41,097	0	41,097				2,005	△2,005
							2,005	△2,005
3 都市農業対策費	45,025	0	45,025				2,378	△2,378
							2,378	△2,378
計	95,268	0	95,268	0	0	0	4,383	△4,383

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	317,410	△21,888	295,522	△10,856				△11,032
								2,094
								△293

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>1 勤労市民共済会運営補助事業（産業政策課）</u> △3,163 負担金、補助及び交付金 △3,163 勤労市民共済会運営費補助金 △3,163

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>1 職員人件費</u> 財源更正
		<u>3 市民農園運営事業</u> 財源更正

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△23,982	<u>8 資金融資事業（産業政策課）</u> 2,094 負担金、補助及び交付金 2,094 中小企業資金融資利子補給金 766 小口零細企業資金融資利子補給金 1,328
18 負担金、補助 及び交付金	2,094	<u>10 市民みんなのまつり運営事業（産業政策課）</u> △293 委託料 △293 市民まつり設営・運営委託 △293

5款 労働費 ～ 7款 商工費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
								6,115
				△26,825				△2,979
				15,969				△15,969
2 消費者対策費	11,930	0	11,930		71			△71
					71			△71
計	329,340	△21,888	307,452	△10,856	71	0	0	△11,103

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 土木総務費	224,133	△8,251	215,882	△3,377	△2,251			△2,623
								△1,496
				△3,377	△2,251			△1,127
計	224,133	△8,251	215,882	△3,377	△2,251	0	0	△2,623

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		<u>11 ふるさと納税による寄附者への贈呈品送付事業（産業政策課）</u>	6,115
		委託料	6,115
		返礼品調達・発送業務委託	6,115
		<u>13 物価高騰対応若者消費促進事業（産業政策課）</u>	△29,804
		委託料	△29,804
		若者消費促進事業委託	△29,804
		<u>15 物価高騰対応市内消費促進事業</u>	
		財源更正	
		<u>2 消費者啓発事業</u>	
		財源更正	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△1,100		
3 職員手当等	△396	<u>2 一般管理事務費</u>	△1,496
		(管理課)	△1,496
		報酬	△1,100
		会計年度任用職員（アシスタント職）報酬	△1,100
		職員手当等	△396
18 負担金、補助及び交付金	△6,755	<u>4 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進助成事業（施設建設課）</u>	△6,755
		負担金、補助及び交付金	△6,755
		緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金	△6,755

7 款 商工費 ～ 8 款 土木費

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	468,048	△940	467,108				△643	△297
								△297
							△643	0
3 道路新設改良費	158,533	△13,407	145,126		22,450	△30,500		△5,357
					22,450	△30,500		△5,357
4 交通安全対策費	297,690	△21,775	275,915		311		△2,662	△19,424
								△2,347
								△10,000
					311			△311
							△2,662	△6,766
計	1,028,345	△36,122	992,223	0	22,761	△30,500	△3,305	△25,078

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	△643	
12 委託料	△297	<u>1 道路維持管理事業（管理課）</u> △297 委託料 △297 橋梁長寿命化修繕工事設計等委託 △297 <u>4 駅施設維持管理事業（管理課）</u> △643 需用費 △643 光熱水費 △643
12 委託料	△11,236	
14 工事請負費	△1,423	<u>1 市道207号線整備事業（道路計画課）</u> △13,407 委託料 △11,236 設計等委託 △11,236 工事請負費 △1,423 市道用地管理工事 △1,423 負担金、補助及び交付金 △748 東京都収用手続負担金 △748
18 負担金、補助及び交付金	△748	
1 報酬	△1,542	
3 職員手当等	△805	<u>1 一般管理事務費（管理課）</u> △2,347 報酬 △1,542 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬 △1,542 職員手当等 △805
10 需用費	△10,000	
12 委託料	△6,766	<u>2 街灯維持管理事業（管理課）</u> △10,000 需用費 △10,000 光熱水費 △10,000
21 補償、補填及び賠償金	△2,662	<u>6 交通安全対策事業</u> 財源更正 <u>7 放置自転車等対策事業（管理課）</u> △9,428 委託料 △6,766 自転車等駐車場管理運営及び放置自転車等撤去等業務委託 △6,766 補償、補填及び賠償金 △2,662 東第2自転車等駐車場用地返還に伴う補償金 △2,662

8 款 土木費

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	503,571	106,265	609,836		12,930	△7,600		100,935
					13,630			△14,911
					△700	△7,600		△159
								116,005
2 街路事業費	876,503	△335,550	540,953	△145,250	△72,625			△117,675
				△145,250	△72,625			△117,675
3 公園費	965,552	△2,773	962,779					△2,773
								△2,773
計	2,345,626	△232,058	2,113,568	△145,250	△59,695	△7,600	0	△19,513

(単位：千円)

節		説明		
区分	金額			
10 需用費	△986	<u>9 デマンド型交通運行事業（道路計画課）</u> △1,281 需用費 △986 印刷製本費 △986 委託料 △295 デマンド型交通パンフレット配布業務委託 △295 <u>10 無電柱化推進事業（道路計画課）</u> △8,459 工事請負費 △8,459 電線共同溝整備工事 △8,459 <u>11 都市計画事業基金積立金（財政課）</u> 116,005 積立金 116,005 基金積立金 116,005		
12 委託料	△295			
14 工事請負費	△8,459			
24 積立金	116,005			
12 委託料	△48,173		<u>1 東村山都市計画道路3・4・13号線及び3・4・21号線整備事業（道路計画課）</u> △335,550 委託料 △48,173 測量等委託 △2,557 物件補償調査委託 △40,469 不動産鑑定委託 △1,670 土壌汚染状況調査委託 △1,684 設計等委託 △1,793 工事請負費 △4,361 用地管理工事 △4,361 公有財産購入費 △105,333 土地購入費 △105,333 補償、補填及び賠償金 △177,683 賠償金 △177,683	
14 工事請負費	△4,361			
16 公有財産購入費	△105,333			
21 補償、補填及び賠償金	△177,683			
12 委託料	△2,773			<u>3 公園整備事業（環境政策課）</u> △2,773 委託料 △2,773 費用便益分析及び事業認可図書作成業務委託 △2,773

8款 土木費

10款 教育費

1項 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 事務局費	350,745	4,897	355,642					4,897
								5,634
								△737
3 指導費	238,565	△15,000	223,565		△12,723			△2,277
								△2,277
					△9,290			0
					△3,433			0
4 教育相談費	105,041	△1,200	103,841		1,507			△2,707
					1,507			△2,707
計	700,751	△11,303	689,448	0	△11,216	0	0	△87

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	941,165	△7,847	933,318		33,914		1,453	△43,214
					12,148		1,453	△19,552

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	5,634	
12 委託料	△737	<u>1 職員人件費（職員課）</u> 5,634 職員手当等 5,634 <u>6 公共施設エネルギー管理事業（教育総務課）</u> △737 委託料 △737 公共施設エネルギー管理報告書作成等委託 △737
1 報酬	△9,252	
3 職員手当等	△3,468	<u>10 教職員健康管理費（指導室）</u> △2,277 委託料 △2,277 教職員健康診断委託 △2,277
8 旅費	△3	
12 委託料	△2,277	<u>12 学校マネジメント強化事業（指導室）</u> △9,290 報酬 △6,768 会計年度任用職員（専門職）報酬 △6,768 職員手当等 △2,522 <u>14 エデュケーション・アシスタント配置事業（指導室）</u> △3,433 報酬 △2,484 会計年度任用職員（専門職）報酬 △2,484 職員手当等 △946 旅費 △3 費用弁償旅費 △3
3 職員手当等	△1,200	<u>7 特別支援対象児就学事業（指導室）</u> △1,200 職員手当等 △1,200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△2,764	
13 使用料及び賃借料	△5,083	<u>1 小学校運営事務（教育総務課）</u> △5,951 委託料 △868 CMS構築委託 △868 使用料及び賃借料 △5,083 電子計算機借り上げ料 △5,083

10款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
					21,766			△23,662
2 教育振興費	496,918	△58,882	438,036		1,038			△59,920
								△41,622
								△258
								△962
					1,038			△17,078
3 学校保健衛生費	58,830	△300	58,530					△300
								△300
4 学校給食費	787,724	△1,716	786,008		△1,000			△716
								△561

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		<u>2 小学校施設維持管理事業（教育総務課）</u>	△1,896
		委託料	△1,896
		空気清浄機保守点検委託	△301
		建築物等点検委託	△665
		給食用リフト保守点検委託	△416
		防犯カメラシステム保守点検委託	△514
1 報酬	△10,060	<u>1 小学校教育振興事務（教育総務課）</u>	△41,622
3 職員手当等	△5,227	需用費	△3,186
7 報償費	△258	修繕料	△3,186
10 需用費	△3,186	委託料	△21,591
12 委託料	△22,938	学習者用コンピュータ運用支援委託	△1,216
		G I G A 端末設定等委託	△20,375
13 使用料及び賃借料	△17,213	使用料及び賃借料	△16,845
		電子計算機借り上げ料	△16,845
		<u>3 水泳活動支援事業（指導室）</u>	△258
		報償費	△258
		水泳指導補助員謝金	△258
		<u>8 小学校移動教室事業（指導室）</u>	△962
		委託料	△594
		看護師派遣委託	△594
		使用料及び賃借料	△368
		施設等借り上げ料	△368
		<u>10 小学校特別支援学級支援事業（指導室）</u>	△16,040
		報酬	△10,060
		会計年度任用職員（アシスタント職）報酬	△10,060
		職員手当等	△5,227
		委託料	△753
		特別支援学級校外学習車両運行委託	△753
12 委託料	△300	<u>2 小学校環境衛生管理事業（学務課）</u>	△300
		委託料	△300
		夏季プール水質検査委託	△300
12 委託料	△561	<u>2 小学校給食事業（学務課）</u>	△561
17 備品購入費	△1,155	委託料	△561
		給食大型備品移設作業委託	△561

10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
					△1,000			△155
5 学校建設費	1,513,422	△46,629	1,466,793		17,600		△77,098	12,869
					17,600		△77,098	12,869
計	3,798,059	△115,374	3,682,685	0	51,552	0	△75,645	△91,281

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	476,789	△790	475,999		10,563		847	△12,200
					7,079		847	△8,716
					3,484			△3,484
2 教育振興費	254,937	△37,113	217,824					△37,113
								△27,067

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>5 小学校給食施設整備事業（学務課）</u> △1,155 備品購入費 △1,155 給食備品購入費（大型備品） △1,155
11 役 務 費	△467	<u>1 小学校改修事業（教育総務課）</u> △46,629 役務費 △467 小山小学校確認手数料 △467 委託料 △3,072 備品移動委託 △3,072 工事請負費 △43,090 改修・補修工事 △43,090
12 委 託 料	△3,072	
14 工事請負費	△43,090	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委 託 料	△130	<u>1 中学校運営事務（教育総務課）</u> △790 委託料 △130 CMS構築委託 △130 使用料及び賃借料 △660 電子計算機借り上げ料 △660 <u>2 中学校施設維持管理事業</u> 財源更正
13 使用料及び賃借料	△660	
1 報 酬	△6,009	
3 職員手当等	△3,140	
10 需 用 費	△1,866	<u>1 中学校教育振興事務（教育総務課）</u> △27,067 需用費 △1,866 修繕料 △1,866 委託料 △12,476 学習者用コンピュータ運用支援委託 △584 G I G A 端末設定等委託 △11,892 使用料及び賃借料 △12,725 電子計算機借り上げ料 △12,725
12 委 託 料	△13,073	
13 使用料及び賃借料	△12,725	

10 款 教育費

10款 教育費

3項 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
								△10,046
4 学校給食費	491,332	4,255	495,587		6,278 6,278			△2,023 △2,023
5 学校建設費	107,777	△1,231	106,546		△1,200 △1,200			△31 △31
計	1,360,069	△34,879	1,325,190	0	15,641	0	847	△51,367

10款 教育費

4項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
3 文化財保護費	21,884	△2,126	19,758					△2,126 △2,126
4 生涯学習センター費	159,933	△2,993	156,940		25,660 25,660			△28,653 △28,653

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	△300	<u>10 中学校特別支援学級支援事業（指導室）</u> △10,046 報酬 △6,009 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬 △6,009 職員手当等 △3,140 委託料 △597 特別支援学級校外学習車両運行委託 △597 負担金、補助及び交付金 △300 特別支援学級宿泊学習補助金 △300
18 負担金、補助及び交付金	4,255	<u>2 中学校給食事業（学務課）</u> 4,255 負担金、補助及び交付金 4,255 学校給食費補助金 4,255
12 委託料	△1,231	<u>1 中学校改修事業（教育総務課）</u> △1,231 委託料 △1,231 西中学校トイレ改修工事実施設計委託 △1,231

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	△1,365	<u>1 文化財保護事業（生涯学習課）</u> △2,126 報酬 △1,365 博物館学芸員報酬 △1,365 職員手当等 △761
3 職員手当等	△761	
12 委託料	△2,281	<u>1 生涯学習センター管理運営事業（生涯学習課）</u> △2,993 委託料 △2,281 生涯学習センター冷却塔部品交換委託 △2,281 使用料及び賃借料 △712 土地借り上げ料 △712
13 使用料及び賃借料	△712	

10 款 教育費

10款 教育費

4項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
計	734,706	△5,119	729,587	0	25,660	0	0	△30,779

10款 教育費

5項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
3 保健体育施設費	86,079	△1,603	84,476					△1,603
								△1,603
4 スポーツセンター費	209,835	30,294	240,129					30,294
								30,294
計	346,637	28,691	375,328	0	0	0	0	28,691

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 使用料及び賃借料	△1,603	<u>2 体育施設維持管理事業（生涯学習課）</u> 使用料及び賃借料 土地借り上げ料 △1,603 △1,603
21 補償、補填及び賠償金	30,294	<u>1 スポーツセンター管理運営事業（生涯学習課）</u> 補償、補填及び賠償金 指定管理者営業補償金 30,294 30,294

10款 教育費

給 与 費

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	人 539 (13)	千円 1,261,332	千円 2,258,525	千円 2,690,317
補 正 前	539 (13)	1,309,867	2,258,525	2,669,900
比 較	()	△48,535		20,417

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 34,692	千円 245,330	千円 283,433
	補 正 前	34,692	245,330	283,433
	比 較			

職員手当の内訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 例 一 時 金
	補 正 後	千円 170	千円 41,558	千円
	補 正 前	170	41,558	
	比 較			

明 細 書

* 職員数の（ ）内は、再任用短時間勤務職員（外書き）

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 6,210,174	千円 1,063,273	千円 7,273,447	会計年度任用職員1,030人（外書き）
6,238,292	1,063,273	7,301,565	会計年度任用職員1,030人（外書き）
△28,118		△28,118	

※ 期末勤勉手当には、会計年度任用職員に対する期末勤勉手当を含む。

休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	管 理 職 手 当
千円 15,415	千円 965	千円 1,553,083	千円 42,615
15,415	965	1,579,605	42,615
		△26,522	

住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 負 担 金	特 別 退 職 負 担 金
千円 11,340	千円 38,640	千円 364,257	千円 58,819
11,340	38,640	364,257	11,880
			46,939

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考	
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0		
		普通昇給に伴う増減分	0		
		昇給期間短縮に伴う増減分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	20,417	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	20,417	会計年度任用職員 期末勤勉手当 特別退職負担金	△26,522 46,939

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額
			起債見込額	元金償還見込額	
1. 普通債	5,986,189	6,096,677	991,800	780,422	6,308,055
(1) 総務債	251,950	314,133	139,200	38,999	414,334
(2) 民生債	281,690	248,357	—	62,086	186,271
(3) 衛生債	97,420	176,051	—	41,369	134,682
(4) 土木債	1,728,914	1,646,514	293,100	242,203	1,697,411
(5) 消防債	242,318	261,460	28,800	22,650	267,610
(6) 教育債	3,383,897	3,450,162	530,700	373,115	3,607,747
2. その他	16,847,918	15,439,510	—	1,568,897	13,870,613
(1) 住民税等減税補てん債	73,618	35,206	—	24,783	10,423
(2) 減収補てん債	134,851	115,586	—	19,264	96,322
(3) 臨時財政対策債	16,639,449	15,288,718	—	1,524,850	13,763,868
計	22,834,107	21,536,187	991,800	2,349,319	20,178,668

(注) 「当該年度中増減見込額」の「起債見込額」は、令和6年度繰越明許費に係る収入見込額を含む。

議案第 2 2 号

令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算

令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

令和7年度東久留米市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,370千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,583,818千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		千円 2,371,198	千円 14,000	千円 2,385,198
	1 国民健康保険税	2,371,198	14,000	2,385,198
3 国庫支出金		1	41	42
	1 国庫補助金	1	41	42
4 都支出金		7,799,091	△27,811	7,771,280
	1 都補助金	7,799,091	△27,811	7,771,280
6 繰入金		1,351,551	40,140	1,391,691
	1 他会計繰入金	1,351,551	40,140	1,391,691
歳 入 合 計		11,557,448	26,370	11,583,818

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納 付金		千円 3,402,815	千円 0	千円 3,402,815
	1 医療給付費分	2,268,231	0	2,268,231
	2 後期高齢者支援金分	833,550	0	833,550
4 保健事業費		143,134	△2,500	140,634
	1 保健事業費	21,812	△2,500	19,312
7 諸支出金		131,726	28,870	160,596
	1 償還金及び還付金	131,726	28,870	160,596
歳 出 合 計		11,557,448	26,370	11,583,818

令和7年度東久留米市国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険税	2,371,198	14,000	2,385,198
3 国庫支出金	1	41	42
4 都支出金	7,799,091	△27,811	7,771,280
6 繰入金	1,351,551	40,140	1,391,691
歳 入 合 計	11,557,448	26,370	11,583,818

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
3 国民健康保険事業費納付金	3,402,815	0	3,402,815
4 保健事業費	143,134	△2,500	140,634
7 諸支出金	131,726	28,870	160,596
歳 出 合 計	11,557,448	26,370	11,583,818

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
41	△27,811	0	1,000	26,770
0	0	0	0	△2,500
0	0	0	0	28,870
41	△27,811	0	1,000	53,140

2 歳 入

1 款 国民健康保険税

1 項 国民健康保険税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般被保険者国民健康保険税	千円 2,371,192	千円 14,000	千円 2,385,192
計	2,371,198	14,000	2,385,198

3 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

1 国民健康保険災害臨時特例補助金	1	41	42
計	1	41	42

4 款 都支出金

1 項 都補助金

1 保険給付費等交付金	7,746,066	△14,445	7,731,621
2 保険給付費補助金	53,025	△13,366	39,659
計	7,799,091	△27,811	7,771,280

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,351,551	40,140	1,391,691
-----------	-----------	--------	-----------

節		金額	説明	千円
区分	千円			
1	医療給付費分 現年課税分	13,000	医療給付費分現年課税分	13,000
2	後期高齢者支 援金分現年課 税分	1,000	後期高齢者支援金分現年課税分	1,000

1	国民健康保険 災害臨時特例 補助金	41	国民健康保険災害臨時特例補助金	41

2	特別交付金	△14,445	保険者努力支援分	△14,445
1	保険給付費補 助金	△13,366	保険給付費補助金	△13,366

1	保険基盤安定 繰入金（保険 税軽減分）	△12,337	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△12,337
---	---------------------------	---------	-------------------	---------

6 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
計	1, 351, 551	40, 140	1, 391, 691

節		金額	説明	千円
区分	金額			
2	保険基盤安定 繰入金（保険 者支援分）	△2,370	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△2,370
3	未就学児均等 割保険税繰入 金	△21	未就学児均等割保険税繰入金	△21
5	産前産後保険 税繰入金	74	産前産後保険税繰入金	74
7	財政安定化支 援事業繰入金	363	財政安定化支援事業繰入金	363
8	その他一般会 計繰入金	54,431	その他一般会計繰入金	54,431

3 歳 出

3 款 国民健康保険事業費納付金

1 項 医療給付費分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者医療給付費分	2,268,231	0	2,268,231	41	△27,811			27,770
				41	△27,811			27,770
計	2,268,231	0	2,268,231	41	△27,811	0	0	27,770

3 款 国民健康保険事業費納付金

2 項 後期高齢者支援金分

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般被保険者後期高齢者支援金等分	833,550	0	833,550				1,000	△1,000
							1,000	△1,000
計	833,550	0	833,550	0	0	0	1,000	△1,000

4 款 保健事業費

1 項 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保健衛生普及費	21,688	△2,500	19,188					△2,500
								△2,500
計	21,812	△2,500	19,312	0	0	0	0	△2,500

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>1 一般被保険者医療給付費分</u> 財源更正

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>1 一般被保険者後期高齢者支援金等分</u> 財源更正

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	△2,500	<u>1 保健衛生普及費</u> △2,500 委託料 △2,500 糖尿病重症化予防事業 △2,500

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	117,526	28,870	146,396					28,870 28,870
計	131,726	28,870	160,596	0	0	0	0	28,870

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22 償還金、利子及び割引料	28,870	<u>1 償還金</u> 28,870 償還金、利子及び割引料 28,870 都支出金過年度返還金 28,228 国庫支出金過年度返還金 642

議案第 23 号

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）

令和7年度東久留米市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,844千円を減額し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,072,657千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月26日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 1,956,004	千円 △15,067	千円 1,940,937
	1 他会計繰入金	1,956,004	△15,067	1,940,937
4 広域連合支出金		3,455	223	3,678
	1 広域連合支出金	3,455	223	3,678
歳 入 合 計		4,087,501	△14,844	4,072,657

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 分担金及び負担金		千円 3,807,684	千円 △14,844	千円 3,792,840
	1 広域連合負担金	3,807,684	△14,844	3,792,840
歳 出	合 計	4,087,501	△14,844	4,072,657

令和7年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	1,956,004	△15,067	1,940,937
4 広域連合支出金	3,455	223	3,678
歳入合計	4,087,501	△14,844	4,072,657

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 分担金及び負担金	3,807,684	△14,844	3,792,840
歳 出 合 計	4,087,501	△14,844	4,072,657

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	△14,844	0
0	0	0	△14,844	0

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 1,956,004	千円 △15,067	千円 1,940,937
計	1,956,004	△15,067	1,940,937

4 款 広域連合支出金

1 項 広域連合支出金

1 広域連合支出金	3,455	223	3,678
計	3,455	223	3,678

節		説	明
区 分	金 額		
2 保険基盤安定 繰入金	千円 △8,792	保険基盤安定繰入金	千円 △8,792
4 保険料軽減措 置繰入金	△6,052	保険料軽減措置繰入金	△6,052
5 健康診査費繰 入金	△223	健康診査費繰入金	△223

1 広域連合支出 金	223	東京都後期高齢者医療制度区市町村支援事業補助金	223

3 歳 出

2 款 分担金及び負担金

1 項 広域連合負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 広域連合分 賦金	3,807,684	△14,844	3,792,840				△14,844	0
							△14,844	0
計	3,807,684	△14,844	3,792,840	0	0	0	△14,844	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	△14,844	<u>1 広域連合分賦金</u> △14,844 負担金、補助及び交付金 △14,844 保険基盤安定負担金 △8,792 保険料軽減措置負担金 △6,052

